

資料 9 - 1

平成22年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

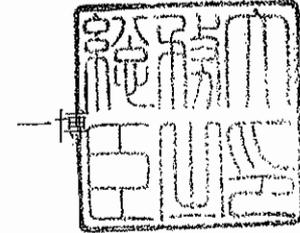
(諮問第1036号)



諮問第1036号  
平成22年 5月20日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 原口 一博



### 諮問書

郵便事業株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、平成22年4月20日付け郵経企第32号により、平成22年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、当該寄附金の寄附目的に係る団体でお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同条第5項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第11条の規定に基づき諮問する。

## 審査結果

審査基準	審査結果	理由																						
<p><b>【政令】</b>            (寄附金の配分団体等の決定の認可)  <b>第3条</b> 会社は、法第7条第5項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第1項の申請書の写し及び同条第2項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p><b>【施行規則】</b>            (認可申請書に記載する事項)  <b>第2条</b> 令第3条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。            一 配分団体の名称及び住所            二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要            三 配分団体ごとの配分すべき額  <b>2</b> 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。            一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法            二 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号。以下「法」という。)第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳            三 法第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額</p>	適	<p>郵便事業株式会社(以下「会社」という。)から提出された認可申請書には、施行規則第2条第1項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第2条第2項第1号及び第2号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。</p> <p>また、施行規則第2条第3号に定める書類についても添付されているが、法第9条第2項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>																						
<p><b>【法】</b>  <b>第5条</b> 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手(お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。)を発行することができる。</p> <p><b>2</b> 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。            一 社会福祉の増進を目的とする事業            二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業            三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業            四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業            五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業            六 文化財の保護を行う事業            七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</p>	適	<p><b>1 配分団体が行う事業</b></p> <p>会社から申請された配分団体が行う事業は、法第5条第2項各号の事業に該当し、妥当なものと認められる。</p> <p>なお、寄附目的ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table data-bbox="906 1585 1316 1982"> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td>176 団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>3 団体</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>4 団体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td>38 団体</td> </tr> <tr> <td>第八号</td> <td>5 団体</td> </tr> <tr> <td>第九号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td>26 団体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>255 団体</td> </tr> </table>	法第5条第2項第一号	176 団体	第二号	3 団体	第三号	0 団体	第四号	1 団体	第五号	1 団体	第六号	4 団体	第七号	38 団体	第八号	5 団体	第九号	1 団体	第十号	26 団体	計	255 団体
法第5条第2項第一号	176 団体																							
第二号	3 団体																							
第三号	0 団体																							
第四号	1 団体																							
第五号	1 団体																							
第六号	4 団体																							
第七号	38 団体																							
第八号	5 団体																							
第九号	1 団体																							
第十号	26 団体																							
計	255 団体																							

審査基準	審査結果	理由
<p>八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</p> <p>九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</p> <p>十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</p>		
<p>【法】</p> <p>第7条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</p>	適	<p>2 取りまとめた寄附金から控除する費用等</p> <p>会社においては、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄付金集計事務に係る人件費等を計上しているが、当該費用は、その積算から妥当なものと認められる。</p> <p>また、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているが、当該費用は、法第7条第2項に定める限度額の範囲となっており、妥当なものと認められる。</p> <p>※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用</p> <p>(1) 一般寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知用チラシ、新聞広告掲載料等の調製費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3,397万円</li> </ul> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 646万円</li> <li>・ 会社の積算では867万円を要するが、法第7条第2項で定める上限（寄附金額4億3,059万円の100分の1.5に相当する額：646万円）の範囲を超える分（221万円）については会社が負担</li> </ul> <p>(2) カーボンオフセット寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p>

審査基準	審査結果	理由
		<p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の公募のために要した人件費</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45 万円</li> </ul> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 112 万円</li> <li>・ 会社の積算では 135 万円を要するが、法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額：7,462 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：112 万円）の範囲を超える分（23 万円）については会社が負担</li> </ul>
<p>【法】 第 7 条</p> <p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第 5 条第 3 項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p> <p>5 会社は、<u>第 3 項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u></p>	適	<p><u>3 配分団体ごとの配分すべき額</u></p> <p>配分団体ごとの配分すべき額の決定にあたっては、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議を行い、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、団体の繰越収支差額等を勘案して必要に応じて減額を行った上で決定していることから、審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p>
<p>【法】 第 7 条</p> <p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 会社は、<u>第 3 項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u></p>	適	<p><u>4 配分団体が守らなければならない事項</u></p> <p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第 7 条第 4 項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p> <p><u>5 配分金の使途についての監査に関する事項</u></p> <p>配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に应ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第 7 条第 4 項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

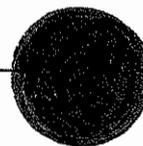
郵 経 企 第 3 2 号  
平成 2 2 年 4 月 2 0 日

総務大臣

原口 一博 様

郵便事業株式会社代表取締役社長

鍋倉 眞



平成 2 2 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付  
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 2 4 号）第 7 条第 5 項及  
びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 3 3 年政令第 2 7 9 号）第 3 条の  
規定に基づき、平成 2 1 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金  
付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守  
らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、  
認可を受けたいので申請します。

## 1 年賀寄附金

### (1) 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

### (2) 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

### (3) 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

## 2 カーボンオフセット年賀寄附金

### (1) 配分団体及び配分額

別添 4 のとおり

### (2) 配分団体が守らなければならない事項

別添 5 のとおり

### (3) 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 6 のとおり

平成22年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

1 年賀寄附金

①社会福祉の増進を目的とする事業(176団体 292,864,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 楽しいモグラクラブ	001-0019 北海道札幌市北区北19条西3丁目2-33-100 パームツリービル北 19条1F	引きこもり経験者、障がい者等のための就労体験事業	500,000
社会福祉法人 徳美会	048-0415 北海道寿都郡寿都町字歌楽町歌楽425	送迎用車両の整備	1,500,000
社会福祉法人 北海道いのちの電話	060-0031 北海道札幌市中央区北1条東1-3	施設の改修	126,000
社会福祉法人 美瑛慈光会	071-0202 北海道上川郡美瑛町南町4-4	施設の改修	800,000
社会福祉法人 慈誠会	089-1182 北海道帯広市川西町西1線47番3	送迎用車両の整備	1,060,000
社会福祉法人 こくわ福祉会	069-0365 北海道岩見沢市上幌向町1364-6	送迎用車両の整備	2,100,000
社会福祉法人 当麻町社会福祉協議会	078-1313 北海道上川郡当麻町3条東2-11-1(福祉会館内)	送迎用車両の整備	1,224,000
特定非営利活動法人 人材育成ネットワーク	090-0837 北海道北見市中央三輪5-423-5 北見メッセ2F	障がい者の就業支援のためのスキルアップ・スクール開設事業	500,000
社会福祉法人 中士幌福祉事業会	080-1189 北海道河東郡士幌町中士幌西2線80-25	子育て巡回支援事業	500,000
更生保護法人 あすなろ	030-0861 青森県青森市長島1-3-28	生活関連機器の整備	1,090,000
特定非営利活動法人 人生いきいきクラブいわて	020-0851 岩手県盛岡市向中野字八日市場27-1	地域創作活動における高齢者支援交流事業	500,000
社会福祉法人 さくらんぼの里	990-2403 山形県山形市大字岩波字鬼越3番1	授産事業用車両の整備	801,000
社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会	999-0634 山形県西置賜郡飯豊町大字椿3642	高齢者の生活支援相談活動	500,000
社会福祉法人 家庭福祉会	983-0838 宮城県仙台市宮城野区二の森14-3	屋根改修工事	2,000,000
社会福祉法人 多宝会	950-8035 福島県福島市本町4番23号	省エネガラスコート工事	300,000
社会福祉法人 福島いのちの電話	950-8002 福島県福島市森合町14-6号	相談員特別研修リーダー養成研修事業	500,000
特定非営利活動法人 子育て支援コミュニティチママン	963-8852 福島県郡山市台新1-20-7	多世代交流事業	300,000
特定非営利活動法人 はつらつ会	306-0101 茨城県古河市尾崎3920	移送用車両の整備	1,044,000
特定非営利活動法人 水戸共に育つ会	310-0044 茨城県水戸市西原2-10-58-202	障がいのある子とない子が共に育つ社会づくりのための活動及び人材育成事業	488,000
社会福祉法人 誠心会	338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合8-11-20	施設の改修	5,000,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	353-0006 埼玉県志木市館2-4-5-306	点字技能師受験推進及び点字技能師の知識充実のための研修会事業	500,000
社会福祉法人 安房広域福祉会	294-0231 千葉県館山市中里288-1	送迎用車両の整備	1,500,000
特定非営利活動法人 あおぞら	289-2714 千葉県旭市三川3598-2	就労支援事業用機器の整備	807,000
社会福祉法人 白雪会	266-0003 千葉県千葉市緑区高田町401-16	生活関連機器の整備	1,200,000
特定非営利活動法人 ホームレス自立支援市川ガンバの会	272-0021 千葉県市川市八幡4-5-10 市川ニューハイツ202号	ホームレス居宅後の地域生活定着のための支援事業	2,000,000
社会福祉法人 千葉いのちの電話	260-0012 千葉県千葉市中央区本町3-1-16	事務用機器の整備	765,000
社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会	260-0022 千葉県千葉市中央区神明町204-12	送迎用車両の整備	1,400,000
社会福祉法人 薄光会	299-1507 千葉県富津市湊1070-3	送迎用車両の整備	2,055,000
特定非営利活動法人 さくらんぼ	246-0022 神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境109-3-305	病児・病後児保育システム開発事業	500,000
特定非営利活動法人 エスピーオーかむ	229-0026 神奈川県相模原市陽光台2-2-8 EMビル201	障がい者自立支援のための機器整備	1,000,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 ウェルフェア ポート湘南	253-0008	神奈川県茅ヶ崎市芹沢876-4	移送用車両の整備	785,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845	山梨県甲府市上今井町260-6 五幸ビル4F	障がい・発達障がい児・者のための健全育成事業	500,000
社会福祉法人 きんが福祉会	400-0118	山梨県甲斐市竜王267-3	空調機器の整備	1,000,000
社会福祉法人 日本介助犬福祉協会	401-0501	山梨県南都留郡山中湖村山中262-1	障がい者自立支援のための、介助犬認定試験トレーニングマニュアルDVD製作事業	3,639,000
社会福祉法人 さぼとにじゅういち	141-0021	東京都品川区上大崎2-12-2 ミズホビル5F	定住外国出身者の自立促進支援事業	3,075,000
特定非営利活動法人 一穂会	191-0061	東京都日野市大坂上3-21-20	訪問用車両(電動バイク)の整備	166,000
特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話	185-0012	東京都国分寺市本町1-6-2	事務用機器の整備	940,000
更生保護法人 更新会	169-0051	東京都新宿区西早稲田1-21-1	施設の改修	950,000
更生保護法人 興楽会	174-0071	東京都板橋区常盤台3-13-5	生活関連機器の整備	110,000
更生保護法人 東京実華道場	113-0034	東京都文京区湯島4-8-15	移送用車両の整備	1,497,000
更生保護法人 斉修会	169-0073	東京都新宿区百人町1-4-12	生活関連機器の整備	797,000
社会福祉法人 仁和会	183-0056	東京都府中市寿町2-26	送迎用車両の整備	1,470,000
更生保護法人 日新協会	116-0012	東京都荒川区東尾久2-34-7	移送用車両の整備	2,100,000
社会福祉法人 にんじんの会	185-0013	東京都国分寺市西恋ヶ窪1-50-1	訪問用車両(電動バイク)の整備	180,000
社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会	169-0072	東京都新宿区大久保3-14-20	視覚障害者への情報提供のための機器整備	1,500,000
特定非営利活動法人 聴覚障害教育 支援大塚クラブ	170-0004	東京都豊島区北大塚1-33-22 ソシエ北大塚203	聴覚障害児教育の専門性を担保するための指導者用教材DVD等制作事業	5,000,000
特定非営利活動法人 日本ASL協会	102-0072	東京都千代田区飯田橋3-3-11 飯田橋ばららいビル701	国際手話教育及び通訳養成のための教材開発事業	500,000
特定非営利活動法人 ことばの道案内	114-0023	東京都北区滝野川7-2-7-101	視覚障がい者の自立支援のための言葉による道案内作成・開発・製作事業	3,666,000
特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク	194-0013	東京都町田市原町田3-8-12 網倉ビル4F	韓国における障がい者リーダー育成のためのサポート事業	500,000
特定非営利活動法人 つみき	114-0034	東京都北区上十条1-19-6	施設の改修	3,486,000
特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会	160-0021	東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル903	NPO法人会計基準普及事業	5,000,000
特定非営利活動法人 サインセンター	158-0091	東京都世田谷区中町2-21-12	地下鉄・高速鉄道全駅・まちのバリアフリー案内マップ制作・提供事業	4,902,000
特定非営利活動法人 難民支援協会	160-0004	東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6F	日本に逃れてきた難民のための情報の電子化・データベース化及び調査事業	2,086,000
特定非営利活動法人 HAICS研究会	101-0064	東京都千代田区猿樂町2-7-3 川崎パークビル7F	訪問看護師への感染予防教育のためのビジュアル教材開発事業	600,000
社会福祉法人 ぶどうの木	135-8585	東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内	障害者・高齢者・健常者が社会を共有するための点訳・音訳普及事業	4,654,000
特定非営利活動法人 子どもNPO・子ども劇場全国センター	160-0022	東京都新宿区新宿1-29-5 グランドメゾン新宿東902	小児医療のQOL向上するためのサイト構築・運用開発事業	4,991,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0031	東京都葛飾区西水元5-11-3	障がい児・者の自立支援宿泊訓練事業	500,000
特定非営利活動法人 多摩草むらの会	206-0034	東京都多摩市鶴牧1-4-10 アネックス鶴牧501	就労支援事業用機器の整備	1,440,000
特定非営利活動法人 日本ポーターズ協会	166-0012	東京都杉並区和田3-54-5 第10田中ビル3階3号室	発達遅滞乳幼児を持つ家庭支援のためのポーターズ早期教育プログラム普及及び広報活動強化事業	950,000
特定非営利活動法人 e-MADO 病気のこどもの総合ケアネット	390-8621	長野県松本市旭3-1-1 信州大学法人信州大学医学部付属病院内	医療施設間連携による在宅障がい児へのビジュアルリハビリ支援事業	4,820,000
更生保護法人 長野司法厚生協会	380-0873	長野県長野市大字西長野592-3	施設の改修	440,000
社会福祉法人 豊寿福祉会	381-2225	長野県長野市篠ノ井岡田3241	施設の改修	729,000
社会福祉法人 信濃町社会福祉協議会	389-1305	長野県上水内郡信濃町大字柏原429-17	送迎用車両の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 てくてく	390-0803	長野県松本市元町2-7-13	就労支援事業用機器の整備	410,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特例民法法人 新潟県精神障害者家族会連合会	950-0994 新潟県新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザハート館	精神障害者への正しい理解を広げ、ノーマライゼーションの実現をめざす啓発事業	300,000
社会福祉法人 こすもすの会	945-0045 新潟県柏崎市豊町3番10号	送迎用車両の整備	600,000
社会福祉法人 白誓会	950-2024 新潟県新潟市西区小新西2-20-16	施設の改修	2,150,000
特定非営利活動法人 支援センターあんしん	948-0065 新潟県十日町市子371	施設の改修	5,000,000
公益財団法人 富山県アイバンク	930-0194 富山県富山市杉谷2630	事務用機器の整備	1,000,000
社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	932-0821 富山県小矢部市鷺島15	訪問用車両の整備	800,000
特定非営利活動法人 おらとこ	930-1312 富山県富山市上滝408	送迎用車両の整備	1,400,000
社会福祉法人 富山県聴覚障害者協会	930-0806 富山県富山市本場町2-21	聴覚障がい者のコミュニケーション保障のための機器整備	1,559,000
社会福祉法人 健心会	929-0346 石川県河北郡津幡町字湯端709	外窓省エネフィルム工事	1,600,000
特定非営利活動法人 人材育成センター	928-0062 石川県輪島市堀町12字6番地	送迎用車両の整備	1,500,000
特定非営利活動法人 バリアフリーシステム推進協会	910-0018 福井県福井市田原2-30-24	中高齢者及び障がい者の社会参加の機会拡充事業	465,000
社会福祉法人 六条厚生会	918-8135 福井県福井市下六条町217-4	送迎用車両の整備	810,000
社会福祉法人 一乗谷友愛会	918-8135 福井県福井市下六条町18字32番	送迎用車両の整備	1,000,000
社会福祉法人 コミュニティーネットワークふくい	918-8034 福井県福井市南居町81-1-31	荷物運搬用車両の整備	850,000
特例民法法人 静岡県腎臓バンク	431-3192 静岡県浜松市東区半田山1-20-1	腎臓病及び腎臓移植に関する普及啓発事業	500,000
社会福祉法人 伊豆市社会福祉協議会	410-2505 静岡県伊豆市八幡33-1 中伊豆保健福祉センター内	人材育成と子育て・親育ち応援及び環境支援と地域づくり事業	467,000
特定非営利活動法人 グランベルテ	413-0001 静岡県熱海市泉234-46	施設の改修	5,000,000
社会福祉法人 若竹荘	442-0007 愛知県豊川市大崎町下金居場55	送迎用車両の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 オアシス	443-0005 愛知県蒲郡市水竹町東脇島65	福祉活動用機器の整備	550,000
特定非営利活動法人 アスペ・エルデの会	452-0821 愛知県名古屋市中区小田井2-187 メゾンドボヌー小田井201号室	発達障害者の精神障害福祉サービス利用のための支援ニーズ・対応の啓発事業	2,004,000
特定非営利活動法人 心豊かにARDの会	488-0083 愛知県尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5656-6	地域社会の福祉増進事業	500,000
社会福祉法人 中央有鄰学院	459-8001 愛知県名古屋市中区大高町字洞之腰20番1	移送用車両の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク	453-0021 愛知県名古屋市中村区松原町1-24, COM Bi本陣S棟103	「アレルギーを持つ患者・家族の会」の設立及び「リーダー育成」支援事業	500,000
特定非営利活動法人 クレサラあしたの会	450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅南2-11-43	多重債務者等の救済事業	500,000
特定非営利活動法人 移動ネットあいち	458-0041 愛知県名古屋市中区鳴子町1-6 鳴子団地第80棟001号室	安全運転教育実施のためのインストラクター教育事業	500,000
特定非営利活動法人 ひなたぼっこ	509-8301 岐阜県中津川市蛭川4820-1	施設の改修	2,500,000
特定非営利活動法人 新邦楽グループ	511-0426 三重県いなべ市北勢町其原1951	子ども達のチャレンジ精神高揚及び次世代への継承事業	200,000
特定非営利活動法人 三重成年後見サポートセンター	514-1122 三重県津市川方町532-19	成年後見制度普及のための市民公開講座・相談会実施事業	500,000
特定非営利活動法人 すずか希望の里	513-0824 三重県鈴鹿市道伯町2403	介護や認知症に関する講演と映画のつどい実施事業	473,000
社会福祉法人 湖北真幸会	529-0366 滋賀県東浅井郡湖北町延勝寺1844	送迎用車両の整備	1,500,000
特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	520-0044 滋賀県大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館別館2F	難病患者の自律講演・文化の集い及び恵まれない世界の子ども支援事業	485,000
社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	525-0032 滋賀県草津市大路2-11-33	送迎用車両(電気自動車)の整備	3,500,000
社会福祉法人 共生シンフォニー	520-2144 滋賀県大津市大萱5丁目6-8	送迎用車両の整備	860,000
社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口5609	入浴車両の整備	1,515,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 宅老所はな	520-0113	滋賀県大津市坂本5-26-31	地域社会の福祉増進事業	500,000
社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団	520-0044	滋賀県大津市京町4-3-28	障がい者の社会参加のためのフランスバリエーション展覧会開催事業	4,850,000
社会福祉法人 宇治東福祉会	611-0011	京都府宇治市五ヶ庄二番割5番地2	送迎用車両の整備	1,400,000
特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム	610-0121	京都府城陽市寺田乾出北45	スリーA方式による認知症予防教室	500,000
社会福祉法人 北星会	626-0033	京都府宮津市宇宮村1277	送迎用車両の整備	1,638,000
特定非営利活動法人 ENDEAVOR JAPAN	617-0006	京都府向日市上植野町久我田1番地4	就労支援事業用機器の整備	5,000,000
特定非営利活動法人 多文化共生センターぎょうと	600-8104	京都府京都市下京区五条通高倉西入万寿寺町143 いづつビル6F	看護師・介護福祉士のための異文化コミュニケーショントレーニングプログラム作成事業	1,862,000
特定非営利活動法人 トウギャザー	631-0002	奈良県奈良市東登美ヶ丘4-6-21	障がい者の自立支援のための施設製品カタログ販売事業	5,000,000
特定非営利活動法人 どうて	630-2344	奈良県山辺郡山添村大西232	施設の改修	4,515,000
社会福祉法人 奈良いのちの電話協会	631-0816	奈良県奈良市西大寺本町8-27	子ども専用メール相談活動事業充実に向けてのスタッフ養成研修事業	500,000
特例民法法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会	641-0021	和歌山県和歌山市和歌浦東3-6-46	施設の改修	1,102,000
特定非営利活動法人 来実の会	649-6551	和歌山県紀の川市上田井451-1	送迎用車両の整備	1,766,000
特定非営利活動法人 エルシテオ	640-8319	和歌山県和歌山市手平6-112-1	事務用機器の整備	900,000
社会福祉法人 緑の村の会	578-0947	大阪府東大阪市西岩田4-4-82	送迎用車両の整備	2,000,000
特定非営利活動法人 自立生活センター いしずえ	574-0011	大阪府大東市北条2-12-23	移送用車両の整備	1,240,000
特定非営利活動法人 地域通貨ねやがわ	572-0042	大阪府寝屋川市東大和町11-1	「謝礼ボランティア活動」促進のための地域通貨「げんぎ」発券事業	450,000
社会福祉法人 いわき学園	559-0015	大阪府大阪市住之江区南加賀屋3-9-2	送迎及び就労事業用車両の整備	1,000,000
社会福祉法人 青雲福祉会	578-0976	大阪府東大阪市西鴻池町2-3-21	施設の改修	1,500,000
特定非営利活動法人 エンパワメント・プランニング協会	533-0023	大阪府大阪市東淀川区東淡路2-4 東淡路第2住宅3号棟111	「知的障がい者等に関わる支援者のためのエンパワメントセミナー」報告集発行事業	500,000
特定非営利活動法人 視聴覚二重障害者福祉センターすまいる	543-0037	大阪府大阪市天王寺区上之宮町4-40 上之宮台ハイツ101	盲ろう者の社会参加と緊急時の連絡手段確立のための点字による携帯電話活用法普及活動	5,000,000
特定非営利活動法人 寝屋川市民たすけあいの会地域ケアセンター	572-0061	大阪府寝屋川市長栄寺町5-1	施設の改修	4,831,000
特定非営利活動法人 デイサービスおほすの家	578-0901	大阪府東大阪市加納7-24-9 ソレイユ住道111号	ワンストップ・サービスを実現する地域福祉拠点及びソーシャル・ネットワーク構築事業	1,340,000
社会福祉法人 つくし福祉会	660-0801	兵庫県尼崎市長洲東通3-6-4	外壁及び屋上防水工事	2,700,000
社会福祉法人 兵庫盲導犬協会	651-2212	兵庫県神戸市西区押部谷町押部24	施設の改修	3,780,000
特定非営利活動法人 エスピーロー	659-0015	兵庫県芦屋市楠木町8-13	小児がん終末期にある家族と子どもを喪失した家族のためのセミナーワークショップ開催・情報発信事業	2,990,000
特定非営利活動法人 ポレロ	657-0835	兵庫県神戸市灘区灘北通3-2-8	通所事業用機器の整備	450,000
社会福祉法人 友愛福祉会	664-0015	兵庫県伊丹市昆陽池1-39	外壁塗装及び屋上改修工事	5,000,000
社会福祉法人 藍山会	712-8001	岡山県倉敷市連島町西之浦3390	介護用機器の整備	3,000,000
特定非営利活動法人 子ども劇場岡山県センター	700-0822	岡山県岡山市北区表町1-4-64 上之町ビル4F	子どもの心の居場所づくりのための専用電話事業	500,000
特定非営利活動法人 さんかくナビ	700-0867	岡山県岡山市北区岡町14-9 岡町ビル202	暴力被害にあった思春期の子どもに対する住居提供及び生活支援事業	500,000
特定非営利活動法人 子ども劇場笠岡センター	714-0081	岡山県笠岡市笠岡5909	ふれあい・たすけ愛社会構築のためのふれあいひろば事業	3,796,000
社会福祉法人 三朝町社会福祉協議会	682-0125	鳥取県東伯郡三朝町横手50-4	送迎用車両の整備	1,400,000
特定非営利活動法人 お菓子屋くれぱす	684-0001	鳥取県境港市清水町631-3	送迎及び就労事業用車両の整備	1,500,000
社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会	682-0822	鳥取県倉吉市葵町717番地3	送迎用車両の整備	2,835,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
更生保護法人 島根更生保護会	690-0872	島根県松江市奥谷町306-1	生活関連機器の整備	470,000
社会福祉法人 あすなろ会	693-0006	島根県出雲市白枝町396-2	入浴車両の整備	2,646,000
特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい	690-0885	島根県松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター2F	中国5県観光バリアフリー推進のための研修・情報発信・モニタリングツアー事業	4,800,000
社会福祉法人 藤愛会	733-0012	広島県広島市西区中広町2-15-15	移送用車両の整備	630,000
特定非営利活動法人 きっかけづくりの会	731-0141	広島県広島市安佐南区相田5-24-12-5	障がい者・介助者のための「車イス介助者育成講座」事業	500,000
社会福祉法人 もみじ福祉会	730-0823	広島県広島市中区吉島西2-1-24	送迎用車両(天然ガス自動車)整備	5,000,000
特定非営利活動法人 みんなでスクラム生活支援センター	739-1731	広島県安佐北区落合1-20-11-12	送迎用車両の整備	1,000,000
社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会	739-0151	広島県東広島市八本松町原5946-7	介護用機器の整備	5,000,000
社会福祉法人 ポム・ド・パン	761-0450	香川県高松市三谷町3851	送迎及び荷物運搬用車両の整備	893,000
特定非営利活動法人 明日に架ける橋	761-2103	香川県綾歌郡綾川町岡5779-1	就労支援事業用機器の整備	5,000,000
特別民法法人 とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005	徳島県徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障害者交流プラザ2F	障がい者スポーツ振興のためのプログラム推進事業	500,000
特定非営利活動法人 ふうしすてむ	790-0824	愛媛県松山市御幸2-1-16	重度障害者就労のためのパソコン技術習得及び活動支援事業	500,000
社会福祉法人 愛媛いのちの電話			事務用機器の整備	315,000
特定非営利活動法人 ユニバーサルクリエート	790-0807	愛媛県松山市平和通1-3-10	食をとおした障害者・高齢者・子育て世代の交流事業	483,000
特定非営利活動法人 北九州市聴覚障害者協会	804-0067	福岡県北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた7F	聴覚障害者への情報提供及び手話通訳者養成のための機器整備	565,000
社会福祉法人 ひびきの社	830-0041	福岡県久留米市白山町390-21	事務用機器の整備	130,000
社会福祉法人 富士見福祉会	811-0102	福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字名子山2171-2	送迎及び営業車両の整備	650,000
社会福祉法人 豊津福祉会	824-0114	福岡県京都郡みやこ町節丸930	送迎用車両の整備	2,000,000
特定非営利活動法人 ピーサス	820-0064	福岡県飯塚市津島565-1	介護用機器の整備	4,715,000
社会福祉法人 古川児童福祉会	833-0012	福岡県筑後市大字溝口1231	トイレ改修工事	5,000,000
特定非営利活動法人 ちいさいおうち共同保育園	807-1101	福岡県北九州市八幡西区上香月1-2-12	食農保育活動のための機器整備	236,000
社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	810-0062	福岡県福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4F	訪問用車両の整備	450,000
特定非営利活動法人 子どもと文化のネットワーク ぽっぽ・わーど	841-0051	佐賀県鳥栖市元町1228-2 鳥栖市勤労青少年ホーム内	子育て応援・交流誌発行・居場所づくり事業	402,000
社会福祉法人 吾妻福祉会	859-1112	長崎県雲仙市吾妻町栗林名443	送迎用車両の整備	1,280,000
社会福祉法人 時津町手をつなぐ育成会	851-2101	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1156	授産事業用機器の整備	300,000
社会福祉法人 ゆうわ会	850-0001	長崎県長崎市西山4-610	施設の改修	5,000,000
社会福祉法人 東明会	859-3244	長崎県佐世保市江上町935-1	生活関連機器の整備	590,000
社会福祉法人 三恵会	851-1132	長崎県長崎市小江原3-20-1	送迎用車両の整備	2,198,000
特定非営利活動法人 こどもサポートにっこにこ	879-1307	大分県杵築市山香町大字野原1413-3	世代間交流事業	492,000
社会福祉法人 大善福祉会	879-4201	大分県日田郡天瀬町桜竹1115-87	送迎用車両(電気自動車)の整備	4,000,000
社会福祉法人 愛泉会	879-5406	大分県由布市庄内町西長宝870-1	情報共有システム構築のための機器整備	2,450,000
社会福祉法人 大分県盲人協会	870-0043	大分県大分市中島東1-2-28	視覚障害者への情報提供のための点字プリンタ機器整備	1,181,000
社会福祉法人 虹の会	870-0126	大分県大分市大字横尾4451-8	送迎用車両の整備	1,300,000
社会福祉法人 萌葱の郷	879-7306	大分県豊後大野市犬飼町下津尾4355-10	送迎用車両の整備	1,250,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 健児福祉会	869-3174	熊本県宇土市戸口町52-1	送迎用車両の整備	1,590,000
特定非営利活動法人 NPOこどもサポート・みんなのおうち	869-1233	熊本県菊池郡大津町大津1191-1	「出張子育て広場」実施のための機器整備	3,000,000
社会福祉法人 延慶会	863-0018	熊本県天草市浜崎町12-6	空調機器の整備	1,483,000
社会福祉法人 二見中央福祉会	869-5174	熊本県八代市二見下大野町131	送迎用車両(天然ガス自動車)整備	3,089,000
特定非営利活動法人 あさがおの会	882-0837	宮崎県延岡市古城町2-10-4	施設の改修	1,110,000
社会福祉法人 和泊町社会福祉協議会	891-9112	鹿児島県大島郡和泊町和泊字石川平39-3	認知症予防のための健康教室開催事業	500,000
特定非営利活動法人 いちごいち笑	899-2502	鹿児島県日置市伊集院町徳重1786-2 前田平住宅4号棟106	家庭介護・看護における事故予防と救急対応の心得～民間救急と福祉輸送を学ぶ地域講習会	500,000
特定非営利活動法人 鹿児島県ファイナンシャル・プランナー協会	890-0011	鹿児島県鹿児島市真砂町34-1 南光ビル202	認知症の方を地域社会が後見する「市民後見人」を養成する事業	2,500,000
特定非営利活動法人 加世田じゃがいも会	897-1123	鹿児島県南さつま市加世田高橋1958-6	屋根改修工事	540,000
特定非営利活動法人 障がい者支援センターびゅあ	901-0362	沖縄県糸満市真栄里857 糸満市社会福祉センター内	訪問用車両の整備	750,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(3団体 6,100,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 能代市社会福祉協議会	016-0817	秋田県能代市上町12-32	災害時の要援護者支援事業	500,000
特定非営利活動法人 レスキューストックヤード	461-0001	愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2F	多様な社会資源を駆使して市民が災害に負けない「生きる力」を醸成する事業	5,000,000
特定非営利活動法人 かごしま体験館	899-5651	鹿児島県始良郡始良町脇元677	被災者救助のための機器整備	600,000

④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業(1団体 5,000,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特例民法法人 広島原爆障害対策協議会	730-0052	広島県広島市中区千田町3-8-6	原爆被爆者健診用機器の整備	5,000,000

⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(1団体 500,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 伊万里湾小型船安全協会	848-0122	佐賀県伊万里市黒川町福田20	小型船舶による水難救助及び安全活動事業	500,000

⑥文化財の保護を行う事業(4団体 7,450,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特例民法法人 徳川黎明会	171-0031	東京都豊島区目白3-8-11	徳川美術館文化財管理システムの更新事業	5,000,000
特例民法法人 四国民家博物館	760-0065	香川県高松市朝日町5-5-1	屋根葺き替え工事	1,500,000
特定非営利活動法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	835-0841	福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3F	三池港関連施設の近代化遺産保全事業	450,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 海底遺跡研究会	901-1403 沖縄県南城市佐敷字佐敷1539-192	沖縄の水中文化財保護に向けての検証事業	500,000

⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(38団体 66,111,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 こども・コムステーションいしかり	061-3282 北海道石狩市花畔2条1丁目9-1 北ガスプラザ石狩1F	青少年の自立支援食育事業	500,000
特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター	999-3114 山形県上市市永野字蔵王山2561-1	施設の改修	4,000,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	320-0846 栃木県宇都宮市滝の原1-2-15	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 す馬いる	379-2233 群馬県伊勢崎市平井町1448-2	青少年健全育成事業	2,024,000
社会福祉法人 済誠会	350-1332 埼玉県狭山市大字下奥富字西方889-5	屋根断熱補強工事	900,000
特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉2-17-6 サンコート新千葉102号	保育支援事業	500,000
特定非営利活動法人 人づくり街づくり環境づくり	285-0862 千葉県佐倉市新日井田28-1	児童による農業愛好及び農業振興支援の推進事業	500,000
特例民法法人 放送番組センター	231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通11	青少年への世界遺産に関する理解・促進のためのテレビ番組収集・保存及び公開事業	2,710,000
特定非営利活動法人 のむぎ地域教育文化センター	227-0031 神奈川県横浜市長瀬区寺家町112	若者自立支援のための「ゆーす・シェルター」事業	4,618,000
特例民法法人 日本アウトワード・バウンティ協会	162-0816 東京都新宿区白銀町2-12-301	移動及び荷物運搬用車両の整備	2,190,000
特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	162-0045 東京都新宿区馬場下町1-1 早稲田SIAビル3F	青少年の国際医療・人道支援への関心を喚起し、認識を高めるための広報及び社会啓発事業	5,000,000
特定非営利活動法人 コミュニティケアリンク東京	187-0012 東京都小平市御幸町131-5 ケアタウン小平	青少年健全育成事業	350,000
特定非営利活動法人 IWC国際市民の会	140-0015 東京都品川区西大井2-21-6	青少年健全育成事業	500,000
公益社団法人 日本フィランソロピー協会	100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル244区	青少年の寄付文化醸成のための調査研究及び啓発事業	5,000,000
特例民法法人 東京都交響楽団	110-0007 東京都台東区上野公園5-45 東京文化会館内	子ども向けオーケストラ入門用楽曲の作曲及び演奏事業	500,000
特定非営利活動法人 東京児童文化協会	162-0807 東京都新宿区東横町4	高齢者への激励活動事業	500,000
特例民法法人 青少年健康センター	112-0006 東京都文京区小日向4-5-8 三軒町ビル102	青少年の自立支援事業	591,000
特例民法法人 金沢子ども科学財団	920-0913 石川県金沢市西町三番丁16	児童及び生徒の科学的活動機会拡充のためのオープンスクール事業	457,000
特例民法法人 丸岡町文化振興事業団	910-0298 福井県坂井市丸岡町霞町1-41-1	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 大山市民活動支援センターの会	484-0082 愛知県大山市大字犬山字北古券甲98-1	「川・森・里山 子ども自然探検隊」事業	1,842,000
特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター・ICAN	453-0021 愛知県名古屋市中村区松原町1-24 COM Bi本陣N103	子ども教育支援事業	500,000
特定非営利活動法人 チャレンジスクール三重	515-2324 三重県松坂市嬉野町1430 一志久居教育会館内	青少年自立支援のための情報教育機器の整備	1,000,000
特定非営利活動法人 JAE(日本教育開発協会)	532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東4-6-3 新大阪大同ビル4F	農村地域の地場産業活性化に資する若者育成のための都市農村連携型インターンシップ事業	2,900,000
特例民法法人 大阪府文化振興財団	561-0873 大阪府豊中市服部緑地1-7	府内支援学校生徒のための大阪センチュリー交響楽団コンサート提供事業	1,448,000
特定非営利活動法人 のあつく自然学校	572-0085 大阪府寝屋川市香里新町21-11	屋根葺き替え工事	5,000,000
特例民法法人 大阪市教育振興公社	559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 WTCビル38階(メールボックス110番)	多世代交流及び社会性・人間性の「生きる力」を向上させる場づくり事業	498,000
特定非営利活動法人 オーシャンゲート ジャパン	542-0086 大阪府大阪市中央区西心齋橋2-18-6 アペニュー心齋橋704号	青少年の安全な海洋自然観察を実現するための補助指導員養成事業	943,000
特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	599-0201 大阪府阪南市尾崎町1-2-13	子ども専用電話相談事業	500,000
特定非営利活動法人 多言語センターFACIL	653-0052 兵庫県神戸市長田区海運町3-3-8 たかとりコミュニティセンター内	多文化社会活性化のための児童・青少年による地域の魅力発信事業	3,500,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特例民法法人 岡山県青年館	700-0081	岡山県岡山市北区津島東1-4-1	青少年健全育成事業のための機器整備	1,000,000
特定非営利活動法人 こども未来ネットワーク	682-0881	鳥取県倉吉市宮川町188-9 シビックセンターたからや2F	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 YCスタジオ	690-0061	島根県松江市白湯本町70	青少年の自立支援事業	2,400,000
社会福祉法人 つわぶき	690-0046	島根県松江市乃木福富町318-1	施設の改修	5,000,000
特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	790-1136	愛媛県松山市上野町甲650 愛媛県生涯学習センター内	青少年健全育成事業	892,000
特定非営利活動法人 有田町どっこむ	844-0018	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-32	青少年健全育成事業	498,000
特定非営利活動法人 鳥栖子どもミュージカル	841-0051	佐賀県鳥栖市元町1228-2	地域の子供のための健全育成事業	4,850,000
特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校	882-1201	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡6452乙	青少年健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 沖縄県芸術文化振興協会	902-0093	沖縄県那覇市字上間345-1 グレイスハイムうえま2号棟1106	青少年健全育成事業	500,000

⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(5団体 3,063,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 はなぞの保育園	355-0361	埼玉県比企郡ときがわ町桃木452	子どもたちのスポーツ振興のための機器整備	1,200,000
特定非営利活動法人 習志野スポーツ文化協議会	275-0025	千葉県習志野市秋津3-3-14-3	高齢者を対象とした健康づくり体操のレベルアップ・普及定着事業	500,000
特定非営利活動法人 ロリポップ	665-0835	兵庫県宝塚市旭町3-22-9-201	子どもの体力・運動能力向上のための心と体の健全育成事業	500,000
特定非営利活動法人 レックス体操クラブ	670-0965	兵庫県姫路市東延末1-56-903	知的障がい児の体力・運動能力の向上及び心と体の健康保持増進事業	463,000
特定非営利活動法人 青竜スポーツクラブ	723-0041	広島県三原市和田1-2-5	体操器具用機器の購入	400,000

⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業(1団体 1,750,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 メンターネット	700-0927	岡山県岡山市北区西古松2-26-22 BIOオフィス1061	外国人研修・技能実習生の生活相談及び日本語学習支援事業	1,750,000

⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(7団体 17,623,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 フィールド'21	400-0035	山梨県甲府市飯田4-1-21	環境対応車両(電気自動車)の整備	4,378,000
特定非営利活動法人 えがおつなげて	408-0313	山梨県北杜市白州町横手2910-2	環境対応車両(電気自動車)の整備	4,139,000
特例民法法人 公害地域再生センター	555-0013	大阪府大阪市西淀川区千舟1-1-1 あおぞらビル4F	地球温暖化防止学習のためのフードマイレージ買物ゲーム普及事業	500,000
特定非営利活動法人 アマモ種子バンク	663-8142	兵庫県西宮市鳴尾浜1-1-8	魚がいつぱいの海づくりのための市民によるアマモ育成事業	1,106,000
特例民法法人 生態系トラスト協会	781-0270	高知県高知市長浜4964-11	観察調査及び送迎用車両(電気自動車)の整備	3,500,000
特定非営利活動法人 NPOふくおか	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-11-22 若林ビル2F	環境保全活動支援事業	500,000
特定非営利活動法人 どうぶつたちの病院	904-2235	沖縄県うるま市前原308-7 メゾン幸205号室	飼育下繁殖施設の改修工事	3,500,000

## 配分団体が守らなければならない事項

## 1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

## 2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

## 3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

## 4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

## 5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

## 6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

## 7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

## 配分金の使途についての監査に関する事項

### 1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

### 2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

### 3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

33,970,601円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

6,458,876円

(3) 合計

40,429,477円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

## 2 カーボンオフセット年賀寄附金

⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範活大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(19団体 77,4250,000円)

配分団体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
公益財団法人 北海道環境財団	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤・加藤ビル4F	排出権(J-VER)の取得・償却	3,150,000
特定非営利活動法人 コンベンション 札幌ネットワーク	064-0923	北海道札幌市中央区南23条西12丁目1番5 -705	排出権(CER)の取得・償却	3,309,000
特定非営利活動法人 環境会議所東北	981-3121	宮城県仙台市泉区上谷刈3-10-6	排出権(CER又はJ-VER)の取得・償却	6,300,000
特定非営利活動法人 アイフォーム・ ジャパン	335-0021	埼玉県戸田市新曽1913	排出権(CER)の取得・償却	3,637,000
特定非営利活動法人 環境ネットワー ク埼玉	336-0021	埼玉県さいたま市南区别所1-1-16 東京 電力(株)浦和営業センター2F	排出権(CER)の取得・償却	3,529,000
特定非営利活動法人 環境リレーシ ョンス研究所	101-0054	東京都千代田区神田錦町1-14 ウキガイビ ル5F	排出権(J-VER)の取得・償却	2,300,000
特定非営利活動法人 GoodDay	103-0021	東京都中央区日本橋本石町3-2-6	排出権(CER)の取得・償却	3,637,000
特定非営利活動法人「街角に音楽 を」	150-0001	東京都渋谷区神宮前5-12-7 ワイス・ワ イスビルB1F	排出権(CER)の取得・償却	3,529,000
特例民法法人 あしたの日本を創る協 会	101-0021	東京都千代田区外神田1-1-5 昌平橋ビ ル	排出権(CER)の取得・償却	2,835,000
特定非営利活動法人 富士山測候所 を活用する会	102-0083	東京都千代田区麹町1-6-9 DIK麹町ビ ル901	排出権(CER又はJ-VER)の取得・償却	8,000,000
特定非営利活動法人 環境文明21	145-0071	東京都大田区田園調布2-24-23-301	排出権(CER又はJ-VER)の取得・償却	4,632,000
特定非営利活動法人 日本気候政策 センター	105-0003	東京都港区西新橋1-1-15 物産ビル別 館1F	排出権(CER)の取得・償却	4,716,000
特定非営利活動法人 Hydronet Ene rgy	104-0061	東京都中央区銀座1-15-7 MAC銀座ビ ル3F	排出権(CER)の取得・償却	3,386,000
特定非営利活動法人 環境ベテランズ ファーム	169-0072	東京都新宿区大久保2-5-22	排出権(CER)の取得・償却	3,637,000
特定非営利活動法人 循環型社会研 究会	104-0031	東京都中央区京橋1-9-10	排出権(CER)の取得・償却	3,637,000
特定非営利活動法人 森のライフス タイル研究所	396-0025	長野県伊那市荒井22番地 通り町第一ビル B1F 市民ひろば内	排出権(CER又はJ-VER)の取得・償却	4,632,000
特定非営利活動法人 縄文楽校	433-8102	静岡県浜松市北区大原町188-4	排出権(CER)の取得・償却	3,309,000
特定非営利活動法人 えひめグロー バルネットワーク	790-0833	愛媛県松山市祝谷4-1-13	排出権(CER又はJ-VER)の取得・償却	8,000,000
公益社団法人 高知県森と緑の会	780-0870	高知県高知市本町5-1-50 中沢ビル4F	排出権(J-VER)の取得・償却	1,250,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

(1) 予定数量の排出権が取得できない場合など、やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。

(2) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることのお知らせ

配分金を受けて取得した排出権を日本国の償却口座へ移転させた際は、当該排出権に係るプロジェクトの概要及び日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%への貢献の状況について、広報活動を行わなければならない。

5 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

## 配分金の使途についての監査に関する事項

### 1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

### 2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

### 3 監査の実施方法

(1) 監査は、実地監査により行う。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

## お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

## 1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

## 2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

453,205円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

1,119,244円

(3) 合計

1,572,449円

## 3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

平成22年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された  
寄附金の配分団体等の認可について

平成22年5月20日

総務省

## 1 平成22年用寄附金の配分について

### (1) 配分額

一般寄附金は、寄附金付葉書等の販売枚数減等から、対前年から約4,500万円減少の4億46万円  
カーボンオフセット寄附金は、前年度繰越金の増加等から、対前年から約200万円増加の7,743万円

○ 一般寄附金 4億46万円（対前年4,556万円減）

（要因）寄附金付葉書・切手の販売枚数 1億5,277万枚（対前年718万枚減）

平成21年度配分残余金等の繰越金の減少（同772万円減）、寄附金公募周知費用の増加（同167万円増）等

（※）受入寄附金額は、販売枚数から無料交換分を差し引いたもの。

○ カーボンオフセット寄附金 7,743万円（対前年232万円増）

\* これとは別に、郵便事業(株)が、受け入れた寄附金と同額（7,908万円）を支出（認可の対象外）

（要因）カーボンオフセット寄附金付葉書販売枚数 1,575万枚（対前年75万枚減）であるが、平成21年度繰越金が増加していること等  
うち、カーボンオフセット年賀葉書：1,461万枚、カーボンオフセット暑中葉書（かもめーる）：114万枚

（※）受入寄附金額は、販売枚数から無料交換分を差し引いたもの。

### (2) 平成22年用寄附金の申請及び配分の特徴等

#### 【一般寄附金】

○ 申請額及び配分額は例年並み（申請約23億円、配分約4億円）。申請及び配分は、社会福祉関係が8割。

○ 本年は、環境対応車購入事業、郵便資源を活用した事業及び地域社会との協力事業に優先配分。

#### ① 申請及び配分の概要

・ 申請は、全体で、904団体、22億9,754万円（対前年4団体減、1,988万円減）

社会福祉関係が全体の82%、青少年健全育成関係が9%で、両者で全体の91%を占める。

・ 配分は、全体で、236団体、4億46万円（同30団体減、4,556万円減）、分野別の配分は、社会福祉関係が最も多い。

・ 採択率は件数で26%、金額で17%（前年はそれぞれ29%、20%）とほぼ前年並み

## ② 配分の特徴（選考に際して審査委員が考慮した主な事項等）

原則：申請事業の内容及び定量的基準（申請金額が低い事業、申請事業における寄付金依存率が低い事業、団体の繰越金が少ない事業を優先）により評価

特に考慮した内容：

- ・「車両」購入における環境対応車（エコカー）の購入事業（申請のあった9件すべて採択、車両全体の採択率は18%）
- ・郵便資源を活用した案件（申請のあった10件のうち7件を採択（採択率70%）、活動全体の採択率は60%）  
寄附金による助成に加えて、郵便事業のいろいろなリソース（郵便事業社員のボランティアな協力、郵便局舎の利用等）を活用する事業  
（例）高齢者を励ます手紙の送付活動、街のバリアフリー案内マップを作成して郵便局を配布拠点にする など
- ・地域社会との協力、地域の活性化につながる取組みにつながる事業  
（例）離島における若者・高齢者・障害者の交流の場作り、地域における子育てサポーターの養成 など  
（参考）昨年の配分で考慮したもの  
機器の購入支援（主に社会福祉）について、自立支援につながる機器の購入を考慮（「障害者自立支援法」の施行関連）

<その他、配分にあたって会社の審査委員会で述べられた意見>

- ・財政状況が悪化する自治体等の依存から脱して、「新しい公的役割を担う」事業主体として活動する取組みを評価  
（例）NPOが手がける、閉鎖された病院施設を再利用したボランティアセンターの開設、 など

### 【カーボンオフセット寄附金】

- 申請額は前年度よりも約1億円減少の4億円。配分は、前年度よりも232万円増加の7,743万円。
- 本年度から、従来の国連が認証するクリーン開発メカニズム（CDM）に加え、環境省が認証するプロジェクト（J-ver）も配分の対象に追加

## ① 申請及び配分の概要

- ・今年度からは、従来の「京都議定書」の枠組みに基づいて国連が認証した温室効果ガス削減・吸収プロジェクト（CDM）に加えて、環境省が認証した、国内における自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト（J-ver）も対象に加えた。

- ・申請は、19 団体、3 億 9,772 万円（対前年 1 団体減、1 億 846 万円減）
- ・配分は、19 団体、7,743 万円（同 7 団体増、232 万円増）＜CDM：16 団体 28 プロジェクト、J-ver：8 団体 10 プロジェクト＞  
今年度は、申請されたプロジェクトの案件について、その質（発生源、地域）の差はあまりないことからすべての団体に配分。  
ただし、申請額については昨年の寄附金の配分実績を踏まえた申請となったことから、昨年の 4/5 程度に減少

## ② 配分の特徴（選考に際して審査委員が考慮した事項等）

- ・より多くの排出量が購入できるよう、排出量の購入単価が低いほど配分額を多くしている。  
（今回の申請にかかる団体の 1 トンあたり排出量の平均単価は CDM が 2,400 円～3,500 円程度、J-ver が 10,500 円～23,000 円程度）
- ・J-ver については CDM よりも排出量購入単価が高いが、すべての案件が国内の未利用林地の残材活用であり、日本の森林整備・林業支援という日本国内における活動を通じて温室効果ガスの削減に貢献することから、単価に関わらず、すべての案件に配分  
（例）工場のボイラー燃料について、化石燃料から間伐材に由来する木質チップ等に代替

## ※ 前回の配分の審議において、委員から指摘があった点の取組状況＞

### (1) 年賀葉書販売枚数の漸減傾向に対する周知強化の取組み

- 昨年（2009 年）は年賀寄附金制度の創設 60 周年であり、60 年間にわたる寄附金助成活動について、広く周知・広報  
「年賀寄附金誕生 60 周年記念シンポジウム」の開催（2009 年 7 月 16 日）、リーフレット・冊子による広報

### (2) 事後監査の取組み

- 事業実施の翌年度に監査を実施しているが、過去において、寄附金が不適正に使用されていた団体はない。

【監査の主な視点】配分金の入出状況、配分金であることの表示、購入品の活用状況など

直近の監査（平成 19 年度配分団体）では 340 団体を監査、うち「配分金であることの表示」が不十分であった事例が 5 件あったが、すべて指導済みで現在は改善

## 2 審査結果

申請された平成 22 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等については、以下のとおりお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p><b>【政令】</b> （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p><b>【施行規則】</b> （認可申請書に記載する事項） 第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額</p>	適	<p>郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。</p> <p>また、施行規則第 2 条第 3 号に定める書類についても添付されているが、法第 9 条第 2 項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>

審査基準	審査結果	理由																						
<p><b>【法】</b>  (寄附金付郵便葉書等の発行)  第5条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <p>一 <u>社会福祉の増進を目的とする事業</u></p> <p>二 <u>風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</u></p> <p>三 <u>がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業</u></p> <p>四 <u>原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</u></p> <p>五 <u>交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</u></p> <p>六 <u>文化財の保護を行う事業</u></p> <p>七 <u>青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</u></p> <p>八 <u>健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</u></p> <p>九 <u>開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</u></p> <p>十 <u>地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</u></p>	<p><b>適</b></p>	<p>1 <u>配分団体が行う事業</u></p> <p>会社から申請された配分団体が行う事業は、法第5条第2項各号の事業に該当し、妥当なものと認められる。  なお、寄附目的ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table data-bbox="1276 414 1724 925"> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td>176 団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>3 団体</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>0 団体</td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>4 団体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td>38 団体</td> </tr> <tr> <td>第八号</td> <td>5 団体</td> </tr> <tr> <td>第九号</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td>26 団体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>255 団体</td> </tr> </table>	法第5条第2項第一号	176 団体	第二号	3 団体	第三号	0 団体	第四号	1 団体	第五号	1 団体	第六号	4 団体	第七号	38 団体	第八号	5 団体	第九号	1 団体	第十号	26 団体	計	255 団体
法第5条第2項第一号	176 団体																							
第二号	3 団体																							
第三号	0 団体																							
第四号	1 団体																							
第五号	1 団体																							
第六号	4 団体																							
第七号	38 団体																							
第八号	5 団体																							
第九号	1 団体																							
第十号	26 団体																							
計	255 団体																							

審査基準	審査結果	理由
<p><b>【法】</b></p> <p>(寄附金の処理等)</p> <p>第7条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、<u>当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</u></p>	<p><b>適</b></p>	<p><b>2 取りまとめた寄附金から控除する費用等</b></p> <p>会社においては、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているが、当該費用は、その積算から妥当なものと認められる。</p> <p>また、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているが、当該費用は、法第7条第2項に定める限度額の範囲内となっており、妥当なものと認められる。</p> <p>※ 今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用</p> <p>(1) 一般寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知用チラシ、新聞広告掲載料等の調製費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3,397万円</li> </ul> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 646万円</li> <li>・ 会社の積算では867万円を要するが、法第7条第2項で定める上限（寄附金額4億3,059万円の100</li> </ul>

審査基準	審査結果	理 由
		<p>分の 1.5 に相当する額：646 万円) の範囲を超える分 (221 万円) については会社が負担</p> <p>(2) カーボンオフセット寄附金</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用</p> <p>① 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の公募のために要した人件費</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45 万円</li> </ul> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の用途の監査のため特に要する費用</p> <p>① 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金の管理等に要する人件費、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等</li> </ul> <p>② 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 112 万円</li> <li>・ 会社の積算では 135 万円を要するが、法第 7 条第 2 項で定める上限 (寄附金額：7,462 万円の 100 分の 1.5 に相当する額：112 万円) の範囲を超える分 (23 万円) については会社が負担</li> </ul>

審査基準	審査結果	理由
<p>【法】 (寄附の委託) 第6条 会社(寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。)から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第3項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したもとする。</p> <p>(寄附金の処理等) 第7条 3 会社は、<u>前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの(以下「配分団体」という。)</u>及び<u>当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u></p>	適	<p>3 <u>配分団体ごとの配分すべき額</u></p> <p>配分団体ごとの配分すべき額については、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議を行い、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本として決定していることから審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p>
<p>【法】 (寄附金の処理等) 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の用途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の用途についての監査に関する事項</u>を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>	適	<p>4 <u>配分団体が守らなければならない事項</u></p> <p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p> <p>5 <u>配分金の用途についての監査に関する事項</u></p> <p>配分金の用途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に応ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

# 参 考 资 料

## 1 申請状況及び配分案

## (1) 配分原資の状況

## ○一般寄附金

## 【収入】

1 受入寄附金額	4億3,059万円
2 繰越金・返還金	1,091万円
3 小計(1+2)	4億4,150万円

## 【支出】

4 費用	4,043万円
・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに 特に要した費用(寄附金付お年玉付郵便葉書等の周知のためのポスター等の調製費 ・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 (寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費)	3,397万円
	646万円

## 【配分原資】

配分原資(3-4)	4億107万円
-----------	---------

配分予定額	4億46万円
-------	--------

## 【繰越金】

61万円

## ○カーボンオフセット寄附金

## 【収入】

1 受入寄附金額	7,462万円
2 繰越金	438万円
3 小計(1+2)	7,900万円

## 【支出】

4 費用	157万円
・寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及びそれらに付加された寄附金の取りまとめに 特に要した費用(寄附金の公募のために要した人件費)	45万円
・寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 (寄附金の管理等に要する人件費、申請団体との間の通信費、監査のための業務旅費等)	112万円

## 【配分原資】

配分原資(3-4)	7,743万円
-----------	---------

配分予定額	7,743万円
-------	---------

## 【繰越金】

0万円

## (参考1) 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行・販売状況(万枚)

種 類		発行枚数	対前年	販売枚数	対前年	販売率
葉書	一般寄附金付(絵入り)	22年	18,810	89.5%	14,020	74.5%
		21年	21,020		14,805	70.4%
	カーボンオフセット寄附金付(年賀)	22年	2,500	41.7%	1,461	93.1%
		21年	6,000		1,570	26.2%
	カーボンオフセット寄附金付(暑中)	21年	200	100.0%	114	142.5%
		20年	200		80	40.0%
切手	50円切手(売価53円)	22年	1,300	100.0%	1,128	86.8%
		21年	1,300		1,048	80.6%
	80円切手(売価83円)	22年	185	100.0%	129	69.7%
		21年	185		142	76.8%

## (参考2) お年玉付郵便葉書全体(寄附金付も含む)の発行・販売状況(万枚)

お年玉付郵便葉書(合計)	22年		対前年	21年		対前年
	389,776		94.2%	350,253		98.8%
	413,684			354,564		85.7%

(2) 事業ごとの団体数及び配分額

一般寄附金	平成22年						(参考) 平成21年					
	申請			配分案			申請			配分決定		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比
1号事業 (社会福祉)	739	189,173	82.3%	176	29,287	73.1%	764	193,421	84.9%	210	35,299	79.1%
再掲(1)車両	289	68,000	29.6%	54	7,972	19.9%	280	65,388	28.7%	72	12,321	27.6%
(2)機器	210	52,739	23.0%	33	4,895	12.2%	247	60,241	26.4%	51	7,770	17.4%
(3)施設	149	49,836	21.7%	25	6,516	16.3%	139	47,587	20.9%	27	6,277	14.1%
(4)活動・一般	48	16,554	7.2%	23	7,953	19.9%	60	18,412	8.1%	26	7,338	16.5%
(5)活動・チャレンジ	43	2,044	0.9%	41	1,951	4.9%	38	1,793	0.8%	34	1,593	3.6%
2号事業 (非常災害救助)	4	1,110	0.5%	3	610	1.5%	9	1,659	0.7%	5	667	1.5%
3号事業 (特殊疾病)	8	2,900	1.3%	0	0	0.0%	11	4,050	1.8%	1	141	0.3%
4号事業 (被爆者の援助)	1	500	0.2%	1	500	1.2%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
5号事業 (交通事故等防止)	4	810	0.4%	1	50	0.1%	4	1,241	0.5%	1	50	0.1%
6号事業 (文化財保護)	7	1,887	0.8%	4	745	1.9%	3	441	0.2%	3	441	1.0%
7号事業 (青少年健全育成)	91	20,627	9.0%	38	6,611	16.5%	96	21,036	9.2%	39	6,361	14.3%
8号事業 (スポーツ振興)	20	3,952	1.7%	5	306	0.8%	6	1,936	0.8%	1	50	0.1%
9号事業 (留学生援護)	3	1,040	0.5%	1	175	0.4%	3	667	0.3%	0	0	0.0%
10号事業 (地球環境保全)	27	7,755	3.4%	7	1,762	4.4%	12	3,315	1.5%	6	1,593	3.6%
合計	( 99.6%) 904	( 100.9%) 229,754	100.0%	( 88.7%) 236	( 89.8%) 40,046	100.0%	908	227,766	100.0%	266	44,602	100.0%

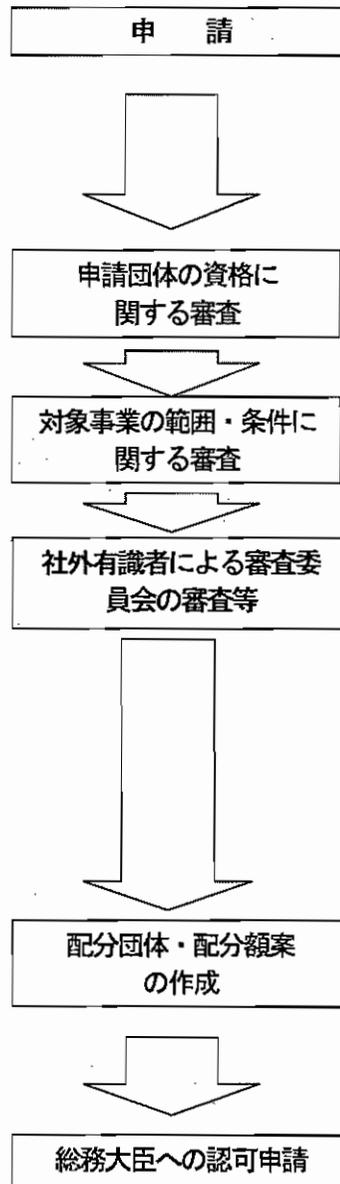
カーボンオフセット 寄附金	平成22年						(参考) 平成21年					
	申請			配分案			申請			配分決定		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比
10号事業 (地球環境保全)	19	39,772	—	19	7,743	—	20	50,618	—	12	7,511	—
合計	( 95.0%) 19	( 78.6%) 39,772	—	( 158.3%) 19	( 103.1%) 7,743	—	20	50,618	—	12	7,511	—

注1 ( )内は対前年比

- 構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とならないものがある。
- カーボンオフセット寄附金に係る申請は、受入寄附金と同額の郵便事業㈱マッチング寄附金を併せた申請額である。

## 2 郵便事業株式会社における寄附金配分団体・配分額案 決定の流れ

### ○ 一般寄附金



郵便事業株式会社（以下「会社」という。）の「平成22年度年賀寄附金配分申請要領（参考資料5、以下「一般寄附金申請要領」という。）」に従い、平成21年10月1日～同年11月30日の間に申請

※ 申請分類「活動、施設、機器、車両」のうち、「活動」については、50万円超500万円未満の事業を対象とした「活動・一般」及び50万円以下の事業を対象とした「活動・チャレンジ」の2区分。

なお、「活動・チャレンジ」については、より多数の者に寄附金の活用を促す観点から設けられているものであり、年々段階を追った事業が行えるよう、複数年（最長4年）にわたる事業も可能。

（ただし、4年連続した配分を約束するものではなく、毎年審査を受ける必要あり）

一般申請要領2. 「申請のできる団体と連続年配分の制限（営利を目的としない公益の増進に寄与する法人格を持つ団体であること等）」に合致していることを審査

一般申請要領3. 「申請のできる事業分野と事業期間（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項各号に掲げられている事業のいずれかに該当すること、平成23年3月末日までに事業が完了すること等）」に合致していることを審査

外部の有識者（審査委員14名）による書面審査（1件を各2名で審査）及び審査委員会で審議

審査委員会の審査に際し、申請（事業）内容の評価のほか、より多くの団体に配分が可能で、少額の配分でより大きな事業が可能なものとし、かつ、財政状況が厳しい団体に配分できるように、以下の定量的条件による優先順位付けの結果を加味

#### 【優先順位付けの条件】

申請された寄附金申請額がより小さい方を優先

申請された寄附金率（事業総額のうち寄附金申請額が占める割合）が低い方を優先

団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先（次期繰越収支差額がマイナスの場合には、次期繰越収支差額を0円とみなす。）

以上の3つの条件ごとに偏差値を算出し、3つの偏差値の合計（総合ポイント）により順位付け

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

※ なお、配分団体ごとの配分すべき額については、お年玉付郵便葉書等に関する法律の規定の趣旨に則り、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、必要に応じて減額を行った上で、決定

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

## ○ カーボンオフセット寄附金

地球温暖化への対処、特にその原因とされる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス削減への取組みが国際的な課題とされている中、郵便事業株式会社において、温室効果ガスの削減に用途を限定した寄附金付お年玉付年賀葉書を発行。

本件寄附金については、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権の取得、及び環境省に認証された国内における温室効果ガス削減・吸収プロジェクト（J-Ver）から得られる排出権の取得に充てることとされている。

なお、会社においては、カーボンオフセット寄附金にあわせて、それと同等額を寄附することとしている。

（したがって、実際に配分される寄附金総額は、カーボンオフセット寄附金の倍額）

申請

会社の「平成22年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請要領（参考資料6参照。以下「カーボンオフ申請要領」という。）」に従い、平成21年10月1日～同年11月30日の間に申請

申請団体の資格に関する審査

カーボンオフ申請要領「申請のできる団体（日本の非営利法人（公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人（移行期間中の社団法人、財団法人）、NPO法人）で、地球環境の保全を図る事業（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条）を行う法人」に合致していることを審査

対象事業の範囲・条件に関する審査

カーボンオフ申請要領「国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム（CDM）から得られる排出権」「国内で実施される温室効果ガス削減・吸収プロジェクトから得られる排出権（J-Ver）」の2種類の排出権の取得にすべて充てられることを審査

社外有識者による審査委員会の審査等

外部の有識者（審査委員5名：一般寄附金とは別）による書面審査

配分団体・配分額案の作成

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

総務大臣への認可申請

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

### 3 配分団体が守らなければならない事項

#### 【一般寄附金】

##### ① 配分金の用途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の用途に使用してはならない。

##### ② 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

##### ③ 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその用途を明らかにしておかなければならない。

##### ④ 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。  
なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

##### ⑤ 配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等の用途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設又は調製した冊子等は、当該配分金の対象とする事業に係る用途以外の用に供してはならない。

##### ⑥ 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならない。

##### ⑦ その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

## 【カーボンオフセット寄附金】

### ① 配分金の使途の制限

配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した実施計画以外の使途に使用してはならない。

### ② 実施計画の変更等

(1) 予定数量の排出権が取得できないなど、やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。

(2) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

### ③ 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

### ④ 配分金に係るものであることの表示

配分金を受けて取得した排出権を日本国の償却口座へ移転させた際は、当該排出権に係るプロジェクトの概要及び日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%への貢献の状況について、広報活動を行わなければならない。

### ⑤ 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならない。

### ⑥ その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

## 4 配分金の使途についての監査に関する事項

### 【一般寄附金】

#### ① 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

#### ② 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

#### ③ 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

### 【カーボンオフセット寄附金】

#### ① 監査に応ずる義務

会社が配分金の使途についての監査を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

#### ② 監査の実施時期

監査は、配分金に係る当該事業完了の翌年度に行う。

#### ③ 監査の実施方法

(1) 監査は、実地監査により行う。

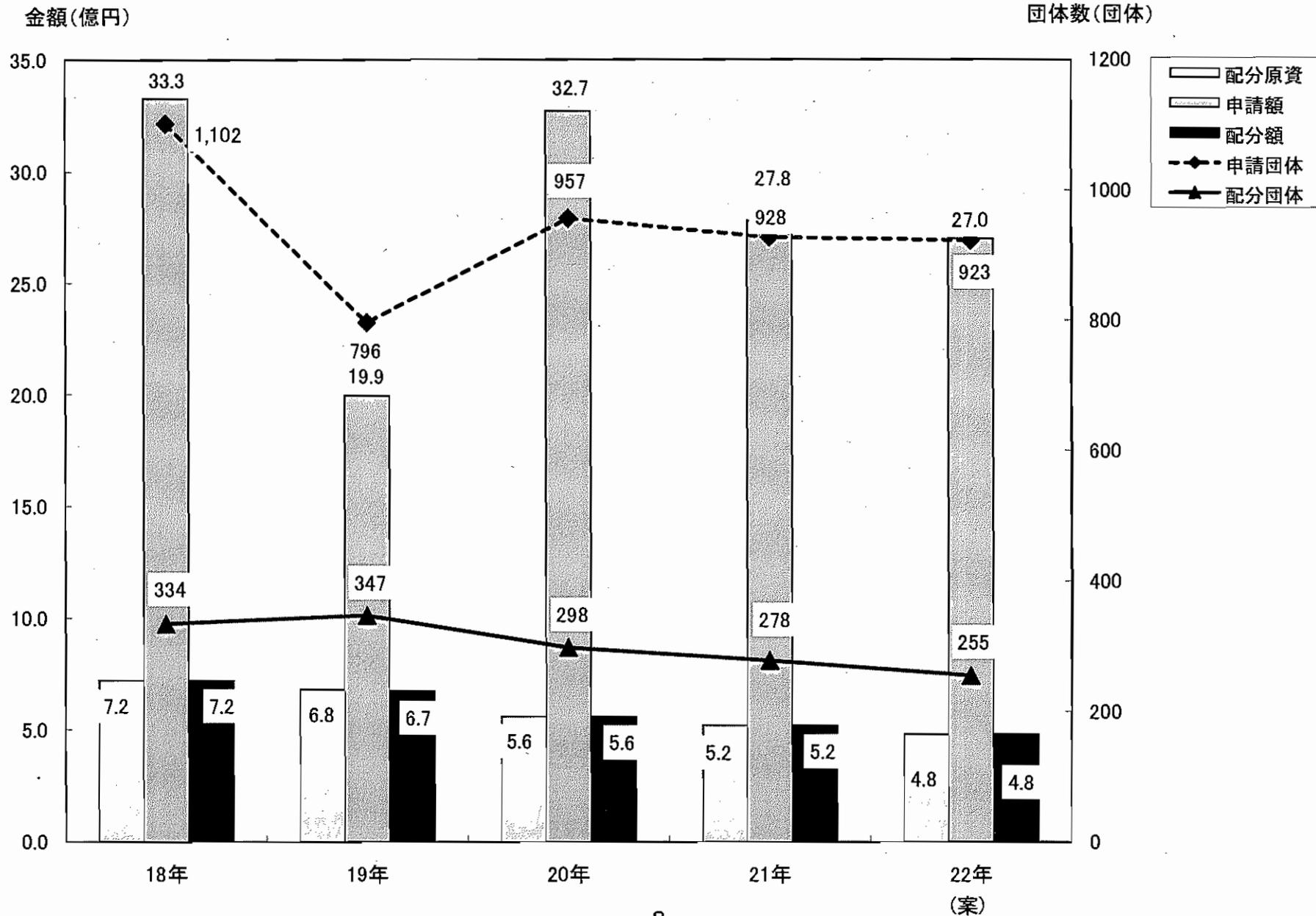
(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

### 最近5年間の寄附金の配分原資及び申請・配分状況



## 最近5年間の寄附金の配分状況

事業	18年(17年度)		19年(18年度)		20年(19年度)		21年(20年度)		22年(21年度)案	
	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額	団体数	配分額
	団体	万円	団体	万円	団体	万円	団体	万円	団体	万円
① 社会福祉の増進を目的とする事業	292	58,853	286	54,670	236	38,558	210	35,299	176	29,287
② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助 又はこれらの災害の予防を行う事業	2	570	3	731	5	806	5	667	3	610
③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学 術的研究、治療又は予防を行う事業	3	990	2	1,000	3	442	1	141	0	0
④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助 を行う事業	1	500	0	0	1	500	0	0	1	500
⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命 の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水 難の防止を行う事業	1	178	1	50	1	50	1	50	1	50
⑥ 文化財の保護を行う事業	4	1,465	4	1,315	4	886	3	441	4	745
⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う 事業	26	8,373	35	6,980	34	4,901	39	6,361	38	6,611
⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの 振興のための事業	2	499	6	856	4	419	1	50	5	306
⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は 研修生の援護を行う事業	0	0	0	0	1	350	0	0	1	175
⑩ 地球環境の保全を図るために行う事業	3	720	10	1,771	9	8,816	18	9,104	26	9,505
【内訳】(一般寄附金)					6	1,352	6	1,593	7	1,762
(カーボンオフセット寄附金)					3	7,464	12	7,511	19	7,743
合 計	334	72,149	347	67,373	298	55,728	278	52,113	255	47,789

注 配分額欄上段は、配分総額に対する構成比(%)であり、構成比の各欄の値は、四捨五入したものであるため、各欄の値の合計が100.0%とならないものがある。

## 関 係 法 令 条 文

お年玉付郵便葉書等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十四号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令 (昭和三十二年政令第二百七十九号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第七号)
<p>第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 発行の数</li> <li>二 販売期間</li> <li>三 くじ引の期日</li> <li>四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数</li> <li>五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続</li> </ul> <p>(寄附金付郵便葉書等の発行)</p> <p>第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手(お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。)を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 社会福祉の増進を目的とする事業</li> <li>二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</li> <li>三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業</li> <li>四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</li> <li>五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</li> <li>六 文化財の保護を行う事業</li> <li>七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</li> </ul>		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</p> <p>九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</p> <p>十 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業</p> <p>3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。</p> <p>一 寄附目的</p> <p>二 発行の数</p> <p>三 販売期間</p> <p>四 付加される寄附金の額</p> <p>4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。</p> <p>(寄附の委託)</p> <p>第六条 会社(寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。)から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。</p>		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>(寄附金の処理等)</p> <p>第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</p> <p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p>	<p>(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)</p> <p>第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。</p> <p>(寄附金の配分を受けるための申請の手続)</p> <p>第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請団体の名称及び住所</li> <li>二 申請団体の行う事業</li> <li>三 寄附金を使用して行おうとする事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期</li> <li>四 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎</li> <li>五 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期</li> </ul>	<p>(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)</p> <p>第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の公募（以下単に「公募」という。）は、寄附金の配分を受けるための申請の受付期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞、インターネットその他の適切な方法により行わなければならない。</p> <p>2 公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 寄附金の配分を受けることができる団体の資格</li> <li>二 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間及び場所</li> <li>三 申請に必要な書類</li> <li>四 配分団体の選定の方法</li> </ul>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の用途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の用途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（寄附金の配分団体等の決定の認可）</p> <p>第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（認可申請書に記載する事項）</p> <p>第二条 令第三条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 配分団体の名称及び住所</li> <li>二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要</li> <li>三 配分団体ごとの配分すべき額</li> </ul> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法</li> <li>二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第七条第二項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳</li> <li>三 法第九条第二項の規定により寄附金に充てられた金額</li> </ul> <p>（配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請）</p> <p>第三条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。</p> <p>第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。</p> <p>（寄附金の経理等）</p> <p>第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。</p> <p>第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。</p>		<p>（配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可申請）</p> <p>第四条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>(協議等)</p> <p>第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。</p>	<p>(審議会等で政令で定めるもの)</p> <p>第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。</p>	

平成 22 年度年賀寄附金 配分申請要領  
— 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

はじめに

社会貢献事業に対する平成 22 年度年賀寄附金の配分団体を  
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 21 年 10 月 1 日(木)から同年 11 月 30 日(月)

【年賀寄附金について】

寄附金付年賀はがきによる年賀寄附金助成は、昭和24年の始まりから数えて今年で60周年を迎え、60周年という歴史を刻む中で、日本固有の寄附文化に発展してきました。戦後の社会経済の復興という時代背景のもとで、国民の福祉の増進を図ることを目的として発行されました。平成3年には寄附金付年賀切手も発行され、これまでに寄せられた寄附金総額は459億円に上ります。

年賀寄附金配分事業は郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に基づいてこれを行っております。お預かりしました寄附金を、法律に定められています10の分野の事業(P. 6「申請のできる事業分野と事業期間」を参照)を行う団体に配分します。

年賀寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

【年賀寄附金の意義について】

現在、年賀寄附金は年間約 5 億円弱の規模にあり、日本有数の社会貢献助成資金です。しかもその寄附者は寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手を購入いただいた方々であり、年賀寄附金は多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、日本の誇るべき助成資金です。昨年 12 月 1 日より民間非営利活動を促進するための公益法人制度が新たに発足し、施行されました。この制度施行により、「民間非営利部門の活動の健全な発展の促進」へ向けて民間の寄附文化が更なる広がりが期待できます。年賀寄附金配分事業はまさに民間寄附金により支えられてきた事業であり、今後、より一層の社会的重要性が増すものと考えます。

【年賀寄附金配分事業の分野について】

年賀寄附金配分による助成は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の“活動”分野、および「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」という“物品”を主体とする分野に対し行われます。

配分事業プログラムは次の5つのプログラムです。

申請区分	申請可能な金額
活動・一般プログラム	50万円～500万円まで
活動・チャレンジプログラム	～50万円まで
施設改修	～500万円まで
機器購入	
車両購入	

活動・チャレンジプログラムは毎年申請と審査を条件として4年間の継続受給が可能です。この間に新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。4年間継続せず、単年度で完了したり、可能性が見えてくれば途中から「活動・一般プログラム」として申請することも可能です(ただし、一般プログラムを実施した場合には、継続受給可能期間中であっても、次年度は配分を受けることはできません。)

【年賀寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、平成 18 年に郵便事業株式会社の社外有識者による「年賀寄附金アドバイザー・グループ」を設置いたしました。そして年賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会が同じく社外有識者により構成され、さらに助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が同じく社外有識者により構成されます。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

なお、年賀寄附金配分助成による事業成果については事業評価を実施いたします。この評価は、今後の年賀寄附金配分助成事業の改善のための参考として役立てるため、また、事業を実施された団体の皆さまに実施された事業が将来にわたり、よりステップアップに繋がるよう再度、事業内容を見つめ直す機会にさせていただきたいと願って行うものです。

【 助成配分において今回特に留意する事項】

昨年実施した留意事項を継続します。

(1) 「車両購入」助成における環境対応車（以下、エコカーという。）の扱いについて

深刻化する地球環境問題、特に地球温暖化は予想以上のスピードで進んでいます。このような中、車両が排出するCO<sub>2</sub>が地球温暖化に及ぼす影響を看過できない状況にあり、如何にこのCO<sub>2</sub>量を減少させるかが喫緊の課題となっています。そこで、車両利用が必要不可欠な活動等に取り組んでいる団体が、環境に配慮したエコカーを活用して地球温暖化防止に配慮しつつその活動を行おうとされる場合には、配分にあたって、その取得経費増分を考慮することといたします。ただし、単なる既存車からエコカーの切り替えではなく、そこに新たな付加価値、先駆性、波及性のある他のモデルとなるような活動であることを期待いたします。（活動内容によっては既存車より電動アシスト自転車等へ切り替えた方が、より環境に配慮した取組となるものについては、『器機購入』申請において配慮いたします。）

対象車種は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車とします。一般のハイブリッド自動車につきましては、前はエコカー助成対象としましたが、急速に普及し、車両価格の低下も見られることから、今回からは一般車の枠で申請いただきます。

なお、配分決定後購入に際し、国・地方自治体の補助金制度等の手続きを申請団体に行なっていただきます。この分野は未だ大きな動きのある分野であるため、本件申請希望団体は必ず事前に年賀寄附金事務局にご相談いただき、その上で申請していただくようお願いいたします。

(2) 「活動・チャレンジプログラム」における郵便資源の活用等について

郵便事業は社会貢献活動の一環として、地方公共団体との連携のもと、地域の一人住まいのお年寄りへの声掛け活動（ひまわりサービス）等を行っていますが、地域との連携を基盤とする事業として、これまで以上に、地域社会の発展、社会福祉への貢献を果たしていきたいと考えています。そこで従前からの地方公共団体との連携はもとより、地域に根ざした活動をしている様々な非営利団体との連携も積極的に進めていきたいと考えています。具体的には、郵便事業のもつ資源、例えば地域の隅々までカバーした配達網、物流拠点、人的パワー等を活用して、あるいは協働した取り組みにより、より成果を増進させることが期待できる活動について、郵便事業としてどのような関わり方が可能か事前にご相談に応じるにより、郵便事業との協働にご関心のある地域の非営利団体による申請を支援いたします。

※1. 本件申請希望団体には、事前に年賀寄附金事務局に、郵便資源の活用ができるかどうかについての確認・照会していただいた上で、申請していただきます。

なお、事務局が協働の可能性実現へ向けお手伝いいたしますが、希望される活動内容等によってご希望に沿いかねる場合があります。また、あくまでも申請前における協働活動の実施可否の調整・確認であり、寄附金配分をお約束するもので

はなく、寄附金の配分は申請後の年賀寄附金審査委員会の審査結果により決定されますので、ご了承願います。

※2. 「活動・チャレンジプログラム」における社会福祉法人・更生保護法人・公益社団法人・公益財団法人・特例民法法人（移行期間中の社団法人・財団法人）・NPO法人の非営利法人活動と郵便事業の協働の可能性を探索します。

※3. 参考事例

(1) 過去の年賀寄附金配分事例

- ① 高齢者の見守り・ふれあい活性化による地域福祉増進のための、ふれあい郵便事業 [平成21年度配分事業]
- ② 地域社会の福祉の増進と発展を目的とした「届けよう！ 届けよう！ 絆つなぎの押し花メッセージカード」事業 [平成21年度配分事業]
- ③ 子ども・若者や子育ての支援団体し社会資源をつなぐインフラ整備事業 [平成21年度配分事業]

(2) 郵便事業の地方公共団体等との連携事例

- ① 過疎地域における高齢者への励ましの声かけ、② 道路損傷等の情報提供、③ 要保護高齢者・迷子の発見・保護、④ 安心パトロール、⑤ こども110番
- (3) その他  
地域のための“ふれあいの場”提供、ものづくり教室の開催、各種サークルの発表・展示など。

(3) 寄附金付お年玉付絵入り年賀はがき地方版発行に伴う寄附金の地域還元について

地域で集まった善意はその地域の活動に還元されることが好ましいとの考え方に対応し、新規の小額規模の活動等について地域に配慮した助成をいたします。

## 1. 配分事業の流れ

配分申請事業の検討・  
配分申請書の作成・  
大臣又は都道府県知事  
の意見書の入手

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入力してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。

配分申請書の提出

申請に必要な書類を揃えて（申請書(A4)を折らずに入る封筒をご使用ください。）、郵便（特定記録郵便若しくは簡易書留郵便）にてお送りください。受付期間は平成21年10月1日（木）から、平成21年11月30日（月）（当日消印有効）です。消印が12月1日（火）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

受付確認はがきの受領

事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨の表示をして返送いたします。平成21年12月14日（月）までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。

審査  
(審査委員会の審査、郵便事業株式会社決定)

平成21年12月～  
平成22年3月中旬

配分事業の実施

5月～  
平成23年3月

総務省への認可申請

3月中旬

寄附金の配分

5月末日～  
各月末日

(情報通信行政・郵政行政  
審議会・答申)  
総務大臣から認可

4月下旬頃

事業完了報告書の提出

配分事業完了月の  
翌月末

配分団体の決定通知

4月末日頃  
(郵便でお知らせ  
いたします)

自己評価書の提出

平成23年8月

実施計画書の提出

5月下旬

ヒアリング評価(抽出)  
及び  
実地監査

平成23年9月頃

※ 太線 ( ) で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

## 2. 申請のできる団体と連続年配分の制限

寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手の購入者からお預かりした年賀寄附金は申請により配分いたします。

申請可能な団体は営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ団体です。具体的には

- (1) 社会福祉法人
- (2) 更生保護法人
- (3) 特例民法法人
- (4) 公益社団法人・公益財団法人
- (5) 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)

であり、下記3に示す10の分野の事業を行う法人が対象となります。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後満1年以上を経過しており、丸1年間の年度決算書を確定している必要があります。

これらの条件に合致しない団体、例えば任意団体や医療法人・宗教法人・学校法人・一般社団法人・一般財団法人等は申請できません。

なお、年賀寄附金配分助成は2年連続して同一団体が受けることはできません。(平成21年度の配分決定を受けた団体は平成22年度の配分対象となりませんので、今回申請を出すことはできません。昨年申請を出したものの、配分を受けることができなかった団体は申請を出すことができます。)。ただし、上述のとおり「活動」の「チャレンジプログラム」については、事業内容・実施状況が良ければ4年間連続した配分を受けることができます(毎年申請して審査を受けていただく必要があります。))。

## 3. 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」により10の分野に定められています。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業につき配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成23年3月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。

ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業ですから対象となります。

### (1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生

若しくは水難の防止を行う事業

- ⑥ 文化財の保護を行う事業
- ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- ⑩ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

(2) その他の条件

- ① 年賀寄附金及びそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、年賀寄附金配分申請事業と重複する内容に対して別の補助金・助成金が決定された場合には年賀寄附金の配分は行いません。
- ② 申請は1法人1申請とします。1施設1申請ではありません。また、車両購入は1申請につき1台です。
- ③ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者又は利用者へのサービスの提供に直接供されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業(前記(1)①～⑩)の実施に直接つながるものであること。
- ④ 車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とします(付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は申請団体の負担となります。)
- ⑤ 車両・機器は、配備後自ら所有するものとし、リース・レンタル配備を行うものではないこと。また中古品は対象としません。
- ⑥ 施設改修は、模様替工事及び修理・保全工事のみを対象とし、新築・増築(建築面積・床面積を増やすもの)は対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には5年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が5年以上であり、平成22年4月1日以降の残存契約期間が3年以上あるものとします。)がなされていることが条件となります。
- ⑦ 申請に係る事業の実施の緊急性が高いものであること。
- ⑧ 申請法人が自ら実施する事業であること。申請法人の責任において事業の一部を外部へ委託することは可能。

(3) 申請事業に期待すること。

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること  
事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
- ② 先駆性の高い事業であること  
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
- ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること  
事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高い

こと。

- ④ 緊急性の高い事業であること  
こ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。  
これら4条件は特に「活動」事業において優先配慮されますが、「活動」以外の他の事業においても配慮されます。

(4) 定量的条件の配慮

以上の配慮に加えて以下の定量的条件が優先順位決定に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先(助成を必要とすることができるだけ多くの団体に配分するため)
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先(事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体)
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先(財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体)

4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)または郵便CSRブログ(<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)からダウンロードできます。また、郵送で同様式を希望される方は下記の年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成22年度年賀寄附金配分申請書類 希望」と明記の上、お申し込みください。

(1) 申請書類(必須提出書類)

- ① 年賀寄附金配分申請書(申請書には、「活動・一般」、「活動・チャレンジ」、「施設」、「機器」、「車両」の5種類がありますので、どれか1つを選択してください。)
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書  
※意見書の入手には時間が必要です。11月15日頃までには所管部門に意見書の交付申請をしてください。
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 平成20年度申請団体収支決算書
- ⑤ 平成21年度申請団体収支予算書
- ⑥ 必要の見積書

(2) 説明資料

- ① 施設の場合、図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等  
(個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付)
- ② 文化財の保護の場合、登録証明書など文化財の指定を受けていること分かる書類等
- ③ 団体を紹介したパンフレット等(作成している場合)

④ その他必要と考える説明資料

(3) 郵便はがき

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書P.1「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を宛名面に記した「郵便はがき」を必ず同封してください。

申請書類は受付期間中に下記にて、必ず郵便(申請書(A4))を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便)にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

(申請書各種様式の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00 お願いいたします。)

受付期間は平成21年10月1日(木)から、平成21年11月30日(月)(当日消印有効)です。消印が12月1日(月)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。なお、コピーは両面刷りにしないでください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加、記入欄を超えたり、記入文字数制限を超えての記入は認められません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを扼んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成22年4月末を予定しており、申請された団体には、

採否の結果につき書面にてお知らせいたします。

6. 配分通知の交付式と事業の実施

- (1) 寄附金配分対象団体へは郵便事業株式会社から連絡の上、都道府県庁所在地にある郵便事業株式会社支店等において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、ご出席をお願いいたします。
- (2) 配分申請に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる可能性があります。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- (3) 配分決定の時期は申請から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とり、現状に即した事業実施計画書を作成し、当社に提出していただきます。これに基づいて事業を実施していただくこととなります。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小幅な修正としていただきます。
- (4) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(自己負担金額の減額はできません)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。あらかじめご了承ください。
- (5) 寄附金は事業の終了月の月末に配分いたします。ただし、活動については、申請団体の要望に基づき当社が認める場合には、事業開始月・事業終了月の時期から送金月(2回、半額ずつ送金)を選択することができます。

7. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。(詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。)

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「郵便事業株式会社により年賀寄附金配分を受けました」旨の記述をお願いします。

8. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

## 9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により 監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員監査職員が監査のために派遣され実際に監査を行います。

また、平成18年度以降の事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

## 10. お問い合わせ

### (1) お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページ及び郵便CSRブログにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

郵便CSRブログ <http://blog.post.japanpost.jp/csr/>

### (2) 電話によるお問い合わせ

以下の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

申請希望事業が申請できる事業であるかどうかの問い合わせ等、事前問い合わせも歓迎します。

郵便事業株式会社 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお問い合わせいただけます。)

## 11. その他ご注意

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承願います。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。

以上

## 平成22年度カーボンオフセット年賀寄附金

### 配分申請要領

平成21年9月



www.carbonoffset-nenga.jp

 日本郵便

22

## 平成22年度 カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

1

### ～ 目 次 ～

P.2 はじめに

P.4 配分事業の流れ

P.5 カーボンオフセット年賀寄附金配分事業助成プログラム

P.5 I 排出権取得・償却(無効化)事業助成プログラム

P.6 II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

P.7 申請のできる団体、審査委員会、事業の実施

P.8 配分申請に必要な書類

P.9 配分決定と通知の時期

P.10 配分通知の交付式、年賀寄附金配分事業の表示、終了時、監査及び評価

P.11 お問い合わせ、その他ご注意



www.carbonoffset-nenga.jp

 日本郵便

地球温暖化抑制のため、温室効果ガス削減に寄与する事業に対する平成22年度カーボンオフセット年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

**申請受付期間**：平成21年10月1日(木)から平成21年11月30日(月)

## ■はじめに

### 【カーボンオフセット年賀について】

平成20年用寄附金付年賀はがきに初めて発行されました「カーボンオフセット年賀はがき」は平成20年用、平成21年用ともに1,500万枚が流通し、多くの方々にカーボンオフセットの認知を頂くことになりました。当初はあまり一般的でなかった「カーボンオフセット」と言う言葉も、その後2年を経て、今や多くの方々の知るところとなりました。平成20年の夏にはかもめ～る(暑中見舞いはがき)の一端として「カーボンオフセットかもめ～るはがき」が発売されて、夏、冬を通じてカーボンオフセットはがきが流通するようになりました。

CO<sub>2</sub>の削減に協力したいと思いながら、なかなか具体的な行動の機会が得られない多くの方々から、はがきを買ってCO<sub>2</sub>削減に貢献できる身近な仕組みとして支持を集めています。平成20年用カーボンオフセット年賀の寄附金により約3.8万トンの排出権が取得され、償却を目的として、政府管理口座へ移転されましたので、環境省の国民的プロジェクト「チームマイナス6%」が掲げる一人一日当たりのCO<sub>2</sub>削減目標1kgに対して、約3,800万人の一日分の削減目標の達成に貢献したことになります。

また、カーボンオフセット年賀はがきには年賀寄附金と弊社のマッチング寄附金を合計して10円の寄附金が付与され、1枚の同はがきで約2.6kgのCO<sub>2</sub>削減に貢献したことになります。わが国の日常の家庭生活に起因する一人当たりのCO<sub>2</sub>排出量は、一週間で約42kg、16枚の同はがきにより、一人が家庭生活から排出する1週間分のCO<sub>2</sub>量を相殺することができます。

(※注1)「カーボンオフセット」とは、日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>の排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出されるCO<sub>2</sub>についてその排出量を見積もり、排出量に見合ったCO<sub>2</sub>の削減活動に投資すること(具体的には排出削減プロジェクトの実施に伴う排出削減量の取得)により、排出されるCO<sub>2</sub>を埋め合わせるという考えです。

(※注2) CO<sub>2</sub>排出量は環境省データ「2006年度の温室効果ガス排出量(確定値)」、人口は「国勢調査2007.10.1推計人口」によります。

(※注3)「カーボンオフセット年賀は、年賀葉書の製作や配達によって排出される温室効果ガスをオフセットするものではありません。日本全体の温室効果ガス削減目標である「マイナス6%」に貢献するものです。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

23

### 【カーボンオフセット年賀寄附金について】

寄附金付年賀はがきは、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)に初めて発行され、今年で始まりから数えて61回目を迎えます。お預かりした寄附金は全て「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に定められています10の分野の事業を行う団体に幅広く配分しています。

この一端として、平成20年用年賀葉書より寄附の目的を地球環境の保全を図るための温室効果ガス削減への貢献に限定した「カーボンオフセット年賀」を発行しました。お預かりした寄附金及びそれと同等額の郵便事業株式会社からの寄附金は排出権の取得・償却に全て充てられます。排出権については、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(以下、CDM)から得られる排出権に加え、今回からは、新たに国内で実施される温室効果ガス削減・吸収プロジェクトから得られる排出権(オフセット・クレジット(以下、J-VER))も対象とします。この国内外の2種類の排出権の取得に全て充てられ、結果として家庭等でのCO<sub>2</sub>排出量をオフセットすることにより、京都議定書で定められた日本の排出量削減目標であるマイナス6%達成のために貢献します。

### 【カーボンオフセット年賀寄附金の意義について】

カーボンオフセット年賀寄附金は、「年賀はがきを贈る(送る)」という国民的行事に基づき、多くの人々が地球環境の保全を図るために温室効果ガスを削減するという意思をもって寄附活動に参加するという世界でも類を見ない取組です。人類にとっての最重要課題である地球温暖化を抑制し、将来の世代に暮らしやすい地球を引き継ぐために、社会システムやライフスタイルの転換といった息の長い活動が強く求められる中、この取組の重要性や社会的意義は今後より一層高まるものと考えています。

### 【郵便事業株式会社の寄附金について】

郵便事業株式会社は、カーボンオフセット年賀寄附金にあわせて、独自に、それと同等額を寄附いたします。

排出権の取得・償却事業を行う団体が希望する場合はカーボンオフセット年賀寄附金とは別枠で、「地球温暖化防止活動事業」に対する助成を行います。

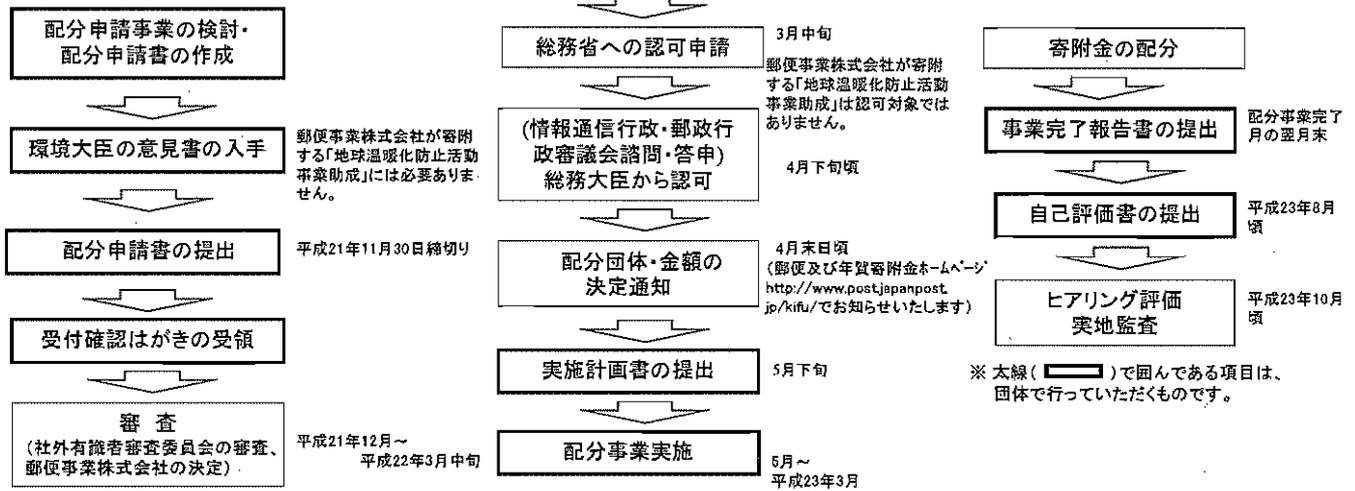


www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

【配分事業の流れ】

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を手入してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。申請に必要な書類を揃えて(申請書を折らずに入る封筒をご使用ください。)、郵便(配達記録郵便)にてお送りください。受付期間は平成21年10月1日(木)から平成21年11月30日(月)(当日消印有効)です。消印が12月1日(火)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨を表示して返送いたします。平成21年12月14日(月)までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

【カーボンオフセット年賀寄附金配分助成プログラム】

I 排出権取得・償却(無効化)事業助成プログラム

1. 寄附金の規模

平成22年用カーボンオフセット年賀は、1枚につき5円の寄附金が付加されています。寄附金の規模は販売枚数によることとなりますが、今回も昨年と同様に郵便事業株式会社がお客さまから寄せられた寄附金額と同額額の寄附をいたしますので、寄附金総額はお客さまからの寄附金の2倍になります(この寄附金総額が確定するのは平成22年3月頃です。)。この寄附金額の全てが排出権の取得・償却(無効化)①排出権価額、②排出権の取得費用・排出権を国の償却口座(無効化口座)へ移転させるための費用等必要経費)のために活用されます。

2. 助成内容

申請団体にはCO2削減プロジェクトにより発行された排出権を取得し、平成22年度中に国の償却口座(無効化口座)に移転していただきます。取得・償却(無効化)する排出権は、二酸化炭素やメタンガスの排出削減に寄与する活動から得られるものとし、かつ、排出権創出国や地域の発展や環境の改善に寄与する社会的意義の高い事業から創出されたもので、国連気候変動枠組み条約に基づきCDMプロジェクトとして認定されたもの及びJ-VERとして認定されたものとします。事業実施の際には、取得した排出権が政府保有口座への移転(ログ登録)されたことを証明する取引記録あるいはJ-VERクレジットが無効化口座に移転されたことを証明する取引記録を事務局へ提出していただき、事業完了月の翌月末までに事業完了報告書を提出していただきます。

3. 助成金額

1件あたりの上限金額は設定いたしません。助成金は月末交付となりますので、事務局へ取得した排出権が政府保有口座あるいは無効化口座へ移転されたことを証明する取引記録の提出日より当該月末若しくは翌月末に交付いたします。

4. 審査のポイント

審査のポイントは次のとおりです。  
①排出権の由来するプロジェクトの良質さ、②排出権価額及び諸費用の適切さ、③事業実施の確かさ、④事業実施法人の事業目的の本事業との整合性 等



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

## II 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

本助成は、前ページ I 排出権取得・償却(無効化)事業助成プログラムを申請される団体の中で、希望により、地球温暖化防止活動事業助成を行うものです。

この助成金は「カーボンオフセット年賀」で寄せられた寄附金額と同等額の寄附金とは別に郵便事業株式会社が寄附金として用意するもので、森林育成やCO2削減に結びつく活動・啓発など、地球温暖化の防止に繋がる活動について助成いたします。

※ 本プログラムは、I 排出権取得・償却(無効化)事業助成が決定し、かつ審査委員会において配分が採択される必要があります。I 排出権取得・償却(無効化)事業助成が決定しても、審査において本プログラムが不採択になる場合がありますので、あらかじめご了承願います。

## 1. 助成金額

1件あたりの上限は500万円です。

当該活動を行うのに真に必要な金額とし、助成金は事業開始月と終了月の月末の2回分割で交付、または終了月一括で交付いたします。活動については事業総額に対して自己負担金を用意していただきます。なお、申請された助成金額は査定により減額されることがあります。配分決定後、再見積の段階で、申請時に予定している事業費総額より減額している場合は、その差額分を決定した助成金額より差し引いて配分いたします。

## 2. 活動実施地域

活動実施地域は日本国内とします。

## 3. 活動事業に期待すること(優先配慮)

① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること

事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。

② 先駆性の高い事業であること

従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。

③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

④ 緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

## 4. 助成金の経費項目

別紙「活動助成対象経費項目一覧」のとおりです。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

25

## 【申請のできる団体】

カーボンオフセット年賀の購入者から郵便事業株式会社がお預かりした年賀寄附金及び郵便事業株式会社の寄附金の配分団体及び配分額は団体からの申請(公募)により、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可(郵便事業株式会社の寄附金を除く。)を受けて配分団体及び配分額を決定いたします。

申請のできる団体は日本の非営利法人であり、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人(移行期間中の社団法人・財団法人)、NPO法人とし、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)第5条にある地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図る事業を行う法人が対象となります。「新公益法人制度」により法人種別に変更が生じる場合のものについては、申請時の法人格が継続されているものとみなします。

## 【審査委員会】

審査委員会は社外有識者により構成され、審査方針を策定し、団体からの申請(公募)を審査します。審査過程で申請者に問い合わせを行うことがあります。

## 【事業の実施】

- 申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる場合があります。その場合は事務局より申請団体へ連絡を行い、減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- 配分決定の時期は申請時から数か月経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。現状に即した事業実施計画書に修正して、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、申請書の趣旨を変えない範囲での事業内容変更、金額の小幅な変更のみ可能です。
- 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(次年度の寄附金に繰り越します。)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりません。自己負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便

## 【配分申請に必要な書類】

配分申請に必要な書類は次のとおりです。年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)、カーボンオフセット年賀特設ホームページ(<http://www.carbonoffset-nenga.jp>)及び郵便CSRブログ(<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)からpdf形式及びワード形式でダウンロードできます。インターネットにアクセスできない方は、下記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成21年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請書類希望」と明記の上、お申し込みください。

## ■ 必要書類

## (1) 申請書類

- ① 「排出権取得・償却(無効化)事業助成申請書」、地球温暖化防止活動事業助成も申請される場合には、「地球温暖化防止活動事業助成申請書」も併せてご提出ください。
- ② 配分申請する事業を所管する環境大臣の「排出権取得・償却(無効化)事業助成」についての意見書  
(「地球温暖化防止活動事業助成」に係る部分についての意見書は必要ありません。)
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 直近年度の申請団体収支決算書、収支予算書
- ⑤ 取得(予定)排出権のプロジェクトの詳細な内容書
- ⑥ 申請団体に関する説明資料やパンフレット(過去の実績資料や記事等を添付できます。)
- ⑦ その他審査委員からその都度求められる書類

## (2) 返信用はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、宛名面に配分申請書「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した郵便はがきを必ず同封してください。

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便)にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。



[www.carbonoffset-nenga.jp](http://www.carbonoffset-nenga.jp)

JP 日本郵便

26

## (申請書類の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620

(土・日・祝日・年末年始を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00にお願いいたします。)

受付期間は平成21年10月1日(木)から平成21年11月30日(月)(当日消印有効)です。

消印が12月1日(火)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

## (3) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りした場合はコピーしたものを提出してください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用していただけます。記載紙面の追加等は認めていません。記入欄を超えたり、記入文字数制限を超えての記入は認められません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみにて行うので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心がけてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。
- ⑤ 申請書用紙は年賀寄附金ホームページ、カーボンオフセット年賀特設ホームページ、若しくは郵便CSRブログからダウンロードできます。

## 【配分の決定と通知の時期】

- (1) 配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査のうえ、総務大臣の認可(地球温暖化防止活動事業助成は認可の対象ではありません。)を受けて決定・発表いたします。
- (2) 配分申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合があります。
- (3) 配分団体・配分額の決定は平成22年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき、書面にてお知らせいたします。



[www.carbonoffset-nenga.jp](http://www.carbonoffset-nenga.jp)

JP 日本郵便

## 【配分通知の交付式】

弊社(本社)等において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、寄附金配分対象団体にはご出席をお願いいたします。  
(平成22年5月頃開催予定)

## 【年賀寄附金配分事業の表示】

## (1) 排出権取得・償却(無効化)事業

- ① 何らかの方法(ホームページなど)をもって、それが日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%の達成に貢献したことを第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。
- ② 寄附金配分を受けて取得した排出権について機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社のカーボンオフセット年賀寄附金配分を受けた旨の記述をしていただきます。

## (2) 地球温暖化防止活動事業

- ① 上記同様、同活動事業について、何らかの方法(ホームページなど)をもって、第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。
- ② 同活動事業について、機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社の地球温暖化防止活動事業助成を受けた旨の記述をしていただきます。

上記広報活動については、年賀寄附金事務局(下記「お問い合わせ先」の連絡先)まで情報提供をお願いします。

## 【事業終了時】

排出権取得・償却(無効化)及び地球温暖化防止活動事業終了の際に「事業完了報告書」、またその後「自己評価書」を提出していただきます。

## 【監査及び評価】

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されているかを確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が実地に監査にお伺いします。

また、事業の完了後に、事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング評価などがありますので、ご協力をお願いします。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便  
POST

27

## 【お問い合わせ】

ご不明な点、ご相談等については以下までご連絡ください。締め切り間際において電話がつながりにくい場合があります。その際はご了承願います。

【郵便事業株式会社 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局】

電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620

(土・日・祝日を除く10:00~12:00 又は 13:00~17:00にお願いいたします。)

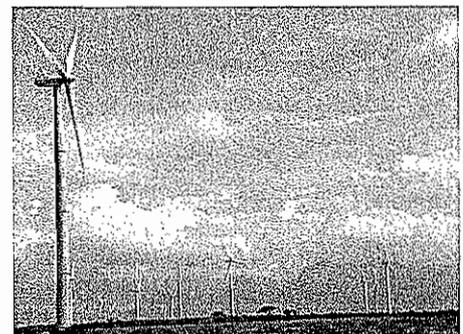
## 【その他ご注意】

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に連絡をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管してください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、予めご了承願います。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承願います。

## 【参考:平成21年度配分事例】

平成21年用カーボンオフセット年賀寄附金(平成20年度カーボンオフセットかもめ~を含む)は合計7,511万円となり、それに郵便事業会社からの同等額のマッチング寄附金をあわせて、合計額は1億5,141万円となりました。

また、地球温暖化防止活動事業については、郵便事業株式会社からマッチング寄附金とは別に3,990万円の寄附を行いました。



www.carbonoffset-nenga.jp

JP 日本郵便  
POST